

高知県浄化槽施工マニュアル

2008年4月

(2013年4月修正版)

高知県合併処理浄化槽普及促進協議会

本書の利用について

目的

本施工マニュアルは、浄化槽整備事業の適正な工事を確保するため、浄化槽法の規定による浄化槽工事の技術上の基準等に基づき、浄化槽工事を行う際や、行政機関が施工状況を審査するうえで留意すべき事項を定め、事業の円滑な推進をするために策定したものである。

一般事項

- 1 本施工マニュアルは、10人槽以下の補助対象工事について適用する。
- 2 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

＜浄化槽法第29条＞

- 3 本施工マニュアルは、2008年4月1日から適用する。
なお、1994年11月発行の「高知県合併処理浄化槽施工実務マニュアル」は廃止する。
- 4 本施工マニュアルは、2013年4月から修正し適用する。

目 次

1 特記事項	1
2 浄化槽工事の提出写真	2
3 浄化槽の施工	9
＜ 資料提供 : 浄化槽整備の基礎知識 全浄協 2006年1月 ＞	
4 浄化槽工事のチェックリスト	24
＜ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について 最終改正 平成10年6月30日 衛浄第15号 室長通知 ＞	
5 資料	
○ 浄化槽の人槽算定基準	25
○ 浄化槽の製造(全浄協の登録浄化槽)	28
＜ 資料提供 : 浄化槽整備の基礎知識 全浄協 2006年1月 ＞	
○ 浄化槽工事業者	31
○ 工事請負契約書	32
＜ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について 最終改正 平成10年6月30日 衛浄第15号 室長通知 ＞	
○ 浄化槽工事費見積・出来高明細書	34
○ 浄化槽の設置配管図	35
○ 保守点検・清掃委託契約書	36
○ 保守点検・清掃記録票	38
○ 補助金関係	40
○ Q & A	45

特 記 事 項

1 特記事項

- 浄化槽工事は、浄化槽設備士が実地に監督すること。
- 工事は本施工マニュアルの「3 浄化槽の施工」に基づいて行うこと。

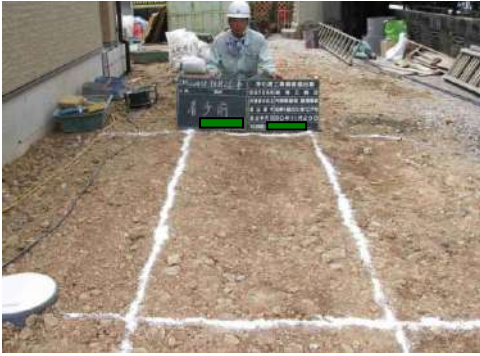
＜資料提供：浄化槽整備の基礎知識 2006 全浄協＞

- 工事完了後は浄化槽設備士が「4 浄化槽工事のチェックリスト」により確認の上、チェックリストを提出すること。
 - 基礎砕石は40-0を標準とし、再生砕石の使用を優先する。
 - ・ 「平成19年度 建設工事技術者研修資料 平成19年6月 高知県」の8-24 公共工事における建設副産物等の取り扱いについて
3 再生資材等の利用
 - 埋め戻しは石などの混入していない砂類を使用する。
 - 流入管及び放流管はφ100mm以上を使用する。
 - ・ 排水横主管は、「3 浄化槽の施工 3-1 配管工事」に基づいて施工すること。
 - 放流先の確認を行い、逆流することがないようにすること。
 - 床下配管は排水管の破損の発見及び清掃が困難になるため、できるだけ避け建物の外に配管すること。

敷地の条件等でやむを得ず床下配管する場合は、床下集合配管システムで設置すること。「3 浄化槽の施工 3-3 特殊な配管」
- ただし、特殊な条件の場合は市町村担当課と協議すること。この協議結果は、法定検査の判定に必要なため、市町村から高知県環境検査センターに報告すること。

浄化槽工事の提出写真

2 浄化槽工事の提出写真



1 工事着手前

浄化槽設備士が、「浄化槽工事業者登録票」「工事看板」を掲げ、周囲の状況(地面、背景)を明確に撮影する。

- ◆ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士は本人確認できるように撮影すること



1-1 浄化槽工事業者の標識(登録または届出)

工事現場の見やすい場所に、浄化槽工事業者の標識を掲示し、写真を撮影すること。

工事期間中は掲示しておくこと。



2 掘削完了後

掘削完了後、スケール等をあて、幅・長さ・深さを黒板に記入し、寸法の分かるように撮影する。



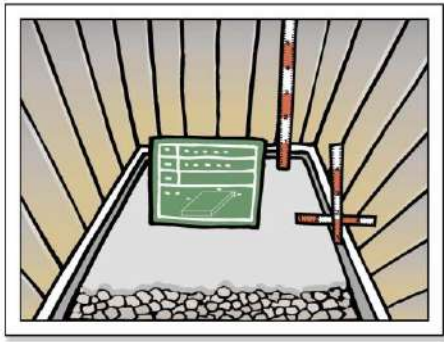
3 基礎碎石工事

スケール等をあて、幅・長さ・厚さを黒板に記入し、寸法が確認できる写真を撮影する。

転圧状況が分かるように撮影する。

基礎の厚みは100mm以上とする。





4 捨てコンクリート打設

スケール等をあて、幅・長さ・厚さを黒板に記入し、寸法が確認できる写真を撮影する。

※底版コンクリート(既製品)の場合、空練りモルタルでも可。



5 基礎コンクリート型枠及び配筋

型枠の状況が分かるように撮影する。

鉄筋はD10ー@200mmで配筋しスペーサーを設置する。

鉄筋の間隔、全体がスケール等で確認できる写真。



6 基礎コンクリート打設状況

適当な器具で締固めていることが確認できる写真。

- ◆ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士は本人確認できるように撮影すること



10 埋戻し状況（1／3充填）

埋め戻しは石などの混入していない砂類を用いる。
浄化槽内に異物が入らないこと。

スケール等により深さの確認ができる写真。

本体の水平確認の水準器、水締め用ホース、
締め固め器具が確認できる写真。

- ◆ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士は本人確認できるように撮影すること

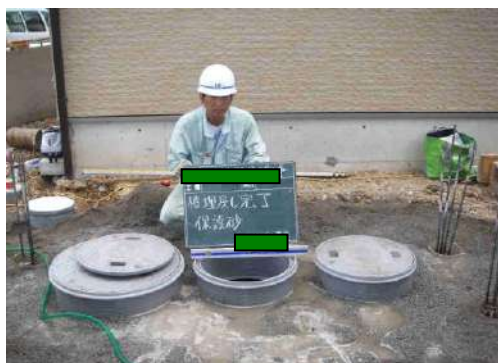


11 埋戻し状況（2／3充填）

埋め戻しは石などの混入していない砂類を用いる。
浄化槽内に異物が入らないこと。

スケール等により深さの確認ができる写真。

本体の水平確認の水準器、水締め用ホース、
締め固め器具が確認できる写真。



12 埋戻し状況（完了）

埋め戻しの最終転圧状況写真。

本体の水平確認の水準器、水締め用ホース、
締め固め器具が確認できる写真。

- ◆ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士は本人確認できるように撮影すること



13 上部スラブコンクリート型枠及び配筋

型枠の状況が分かるように撮影する。

鉄筋はD10ー@200mmで配筋しスペーサーを設置する。

鉄筋の間隔、全体がスケール等で確認できる写真。



14 上部スラブコンクリート打設状況

適当な器具で締固めていることが確認できる写真。



15 上部スラブコンクリート完成

スケール等をあて、幅・長さ・厚さを黒板に記入し、寸法が確認できる写真。



16 グロウの設置状況

アース工事を適切に行うこと。

(アース不要のブローあり)



17 浄化槽設置工事完成

設置完成状況を工事看板を掲げ、周囲の状況と共に撮影する。

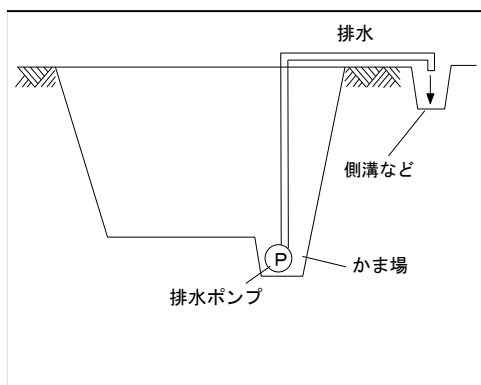
着手前と対照できるよう、同じ方向から撮影する。

◆ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士は本人確認できるように撮影すること

18 その他写真

○ 水替え工

釜場を設けて、排水ポンプを設置する。



○ 山留め工

掘削時に崩壊の恐れがある場合、掘削壁面を矢板等で押さえる。



○ かさ上げ工事

スケール等により、かさ上げの状況が分かる写真。

かさ上げ高は30cm以内とする。



○ 配管工事(放流管)

放流先が暗渠等で、完成時に詳細が確認できない場合は放流管の写真をつけること。

※ 掲載写真はマニュアル用のため、一部修正等をしている。

※ その他の特殊工事については、本施工マニュアルの「3 浄化槽の施工」を参照し適切な写真を付けること。

現場打ちコンクリートの型枠及び支柱の取りはずし
に関する基準(建設省告示昭和46年第110号)

せき板	建築物の区分	セメントの種類	在置日数			備考
			在置期間中の平均気温			
			摂氏15度以上	摂氏15度未満 摂氏5度以上	摂氏5度未満	
せき板	基礎	早強セメント	2	3	5	緊急工事
		普通セメント	3	5	8	一般工事

※ せき板は、在置日数以上経過するまで取り外さないこと。

浄化槽の施工

3 浄化槽の施工

浄化槽の機能を長期間にわたり正常に維持するためには、設計・製造、施工及び維持管理のいずれも満たさなければならない。

特に、浄化槽の設置工事は、浄化槽の所期の性能が十分に発揮することができるかどうか、また保守点検及び清掃が容易かつ安全に行えるかなど、浄化槽の維持管理及び放流水の水質に大きな影響を与える。このようなことから、浄化槽整備事業における浄化槽の施工にあたり、次のようなことなどを施工業者に確認し、浄化槽の設置工事が適正に施工されるよう指導することが望まれる。

1. 設置届出書の確認

浄化槽の設置工事にあたり、浄化槽設置届出書から次のようなことを確認する。

1-1 処理対象人員の算定

処理対象人員の算定は「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS3302-2000）」に基づき算定されているか確認する。

1-2 浄化槽の確認（補助要件）

浄化槽整備事業の補助対象となる浄化槽であるかを確認する。

なお、処理対象人員が10人以下の場合は、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用され、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の審査を受け登録された浄化槽であること。

1-3 設置場所の確認（設置条件）

（1）保守点検及び清掃が容易に行えるか。

（2）建築物の排水場所と浄化槽の距離は適当か。

① 流入管きょが異常に長くはないか。

かさ上げが高くなることや、流入管きょの閉塞の原因となることがある。

② 流入管きょが極端に短くはないか、または流入管きょの異常な高低差がないか。

嫌気ろ床槽の攪拌等による機能低下の原因になることがある。

（3）降雨等で冠水はしないか。

（4）飲用井戸に近接していないか。

（5）浄化槽の深埋めに伴う工事の有無。

① かさ上げ工事（深埋め30cm以内）。

② ピット工事（浄化槽上部に維持管理が容易に行えるスペースを確保）。

（6）大きな荷重がかからないか。

① 上部を駐車場にする場合の補強工事の有無。

② 荷重が浄化槽側面にかかる場合の補強工事の有無（建築物、崖下及び交通量の多い道路等）。

- ③ 浄化槽上部を車両が通らないか。
- (7) 浄化槽の浮上防止工事の有無（地下水等の影響等）。
- (8) 放流ポンプ槽の設置工事の有無（放流先の状況）。
- (9) 臭気の滞留しやすい場所ではないか。
風通しの良い場所に設置する。
- (10) 隣接する建築物と接近していないか。
玄関や飲食店の出入口は避けることが望ましい。
- (11) 屋根から雪が滑り落ちる場所でないか。

1－4 放流先の確認

- (1) 勾配はとれるか、浄化槽への逆流はないか。
流入管きょ→浄化槽→放流管きょ→放流先（側溝）までの勾配が、適正にとれるかどうかの確認をする。必要な場合は縦断面図を作成し、工事不良に伴う勾配不良や側溝からの逆流防止をはかる。
- (2) 放流先の水位の上昇はないか。
放流先が用水路等の場合は、灌漑期に水位が上昇する場合があるので注意が必要である。また、降雨時にたびたび逆流することがないように、側溝の高い位置に放流口が設けられているかを確認する。

1－5 浄化槽工事業者の確認

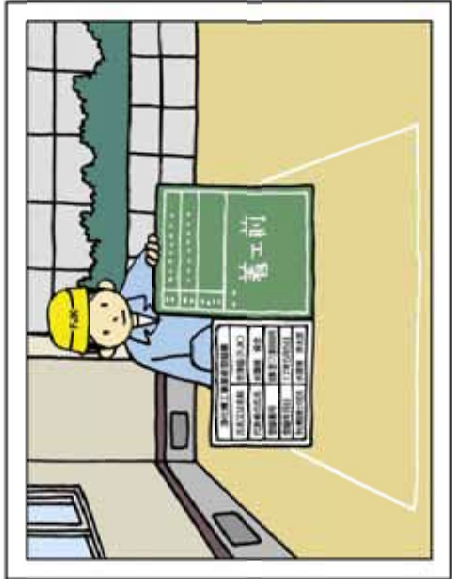
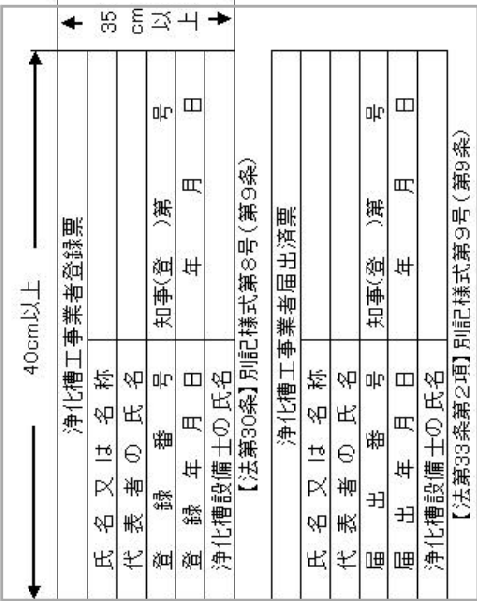
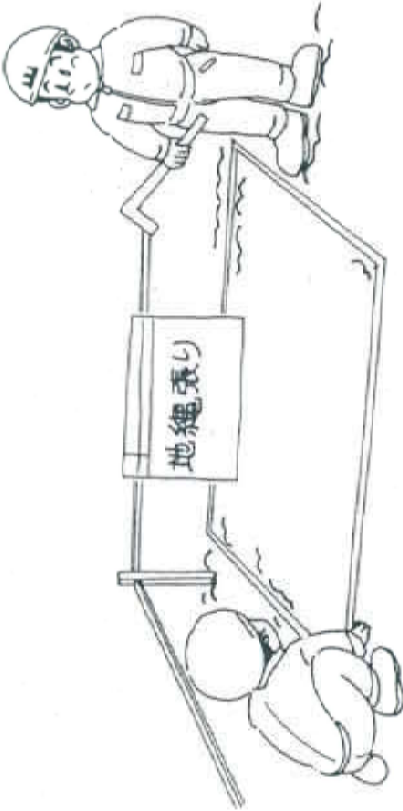
浄化槽を施工する工事業者が、工事業の登録または届出がなされているか（建設業者に関する特例）確認するとともに、工事施工監督が次の浄化槽設備士が行うことを確認する。

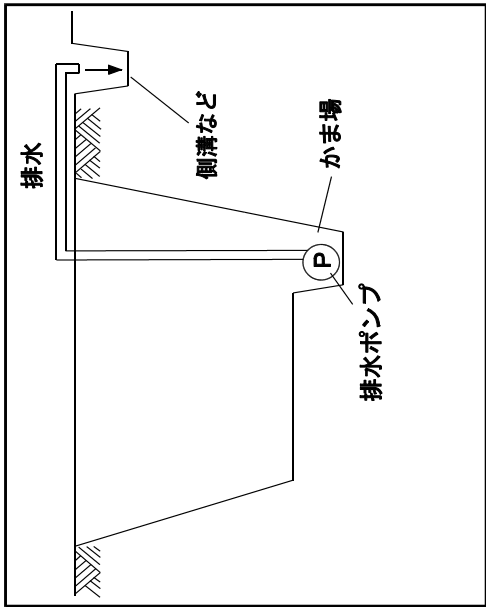
- (1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した、小規模浄化槽施技術特別講習会を修了した者。
- (2) 昭和63年度以降に浄化槽法第42号第1項各号に該当することとなった、浄化槽設備士。

2. 本体工事 （10人槽以下）

次に浄化槽の標準的な工事の概要と、市町村の施工現場確認事項として望ましい内容を記載する。

2. 本体工事 (10人槽以下)

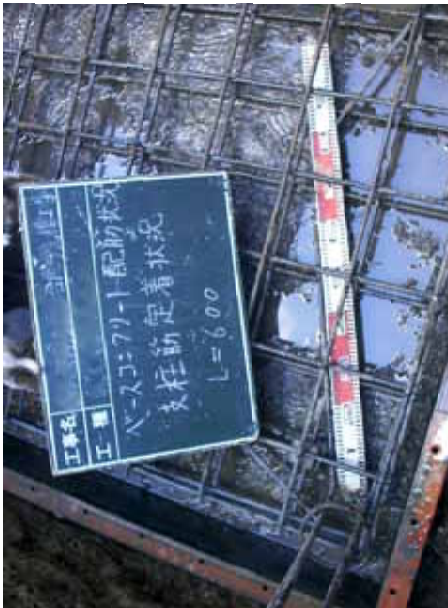
【工程（標準）】	【工 事 概 要】	【工 事 の ポ イ ン ト】	【検 査 項 目】 【写真の種類】	【検査のポイント】 【審査のポイント】	【工事確認（提出）写真】
2－1 着工準備	(1)現場調査。 1)着工手順の打ち合わせ  2)施工に必要な作業道具・機材の点検 3)浄化槽工事業者登録票の準備 (2)施工前の本体の検査 1)本体の確認 2)部材・部品の確認等 工事の準備を行うとともに、施工計画をたててから工事に着手する。	・設置者及び工事関係者立ち会いのもと、以下のことを確認する（第5章1－3設置場所の確認を参照）。 ① 設置場所の広さ。 ② 配管路の状況。 ③ 放流先。 ④ 支障物理設管の調査。 ⑤ 地盤調査。 ⑥ 工事用電力・用水の確保。 ⑦ 敷地境界。 ⑧ 搬入路・搬出路。 ⑨ 残土の処理方法。 ⑩ 関係官公庁への届出状況。 ・浄化槽の点検について、以下のことを確認する。 ① 浄化槽本体の亀裂・破損・変形の状況。 ② 槽内のろ材・接触材の変形・破損の状況。 ③ 各種装置、配管・バルブ等の固定状況。 ④ 消毒槽の変形・破損の状況。 ⑤ 隔壁の変形・破損の状況。 ⑥ プロワ、マンホール蓋など付属品。 ＜設置場所による機能障害のおそれ＞ ① 排水箇所と浄化槽が極端に近い場合。 ② 流入管きょ勾配が著しい場合（高低差が大きい）。 原因 浄化槽に汚水が勢いよく流入することにより、浄化槽一次処理装置内の攪乱による機能障害のおそれがある。	【提出写真1】 (イラスト1) 浄化槽設備士が実際に監督していること証する写真。 	【審査のポイント】 浄化槽設備士が工事を实地に監督しているか。または自ら工事を行っているか。 【法第29条】 【写真のポイント】 ① 浄化槽の設置場所。 ② 浄化槽設備士は正面を向く。 ③ 標識看板掲げる。 ④ 背景に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)とともに写す。 標識の掲示は国土交通省「浄化槽工業に係わる登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・同第9号（図－1）による。（標識板の記載事項が判読できることが望ましい。） 	【工事確認（提出）写真】 【検査の方法】 【写真のポイント】
2－2 掘削工事	(1)地縄張り。 遣り方	・敷地整理完了後に、浄化槽の設置位置を決定するため、地縄張りを行い、浄化槽のレベル、位置、方向及び中心線を設定するため、必要な個所に杭を打って遣り方を出す。		イラスト1 床付けの完了状況 (提出写真1)	図－1 浄化槽工事業者標識の様式 

(2)掘削工事。 浄化槽を据え付けるため、底板コンクリートを打つ基礎地盤まで土砂を掘削（根切り工事）する。	① 設置場所や流入管、流出の方向を確認し、仕様書や図面を参考に必要な深度まで掘削する。 ② 掘削幅は埋戻しが容易にできるように浄化槽本体の大きさに対し、余裕をもって掘削する。 ③ 土地や地下水の状況によって、土留工事、水替工事、あるいは潜函工事等の適切な処置をすること。 ④ 地盤が崩壊するおそれがないとき、または周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けること。 ⑤ 手掘りによる掘削は、掘削面が崩壊することのないよう法面の勾配を十分にとること。 ⑥ 地下埋設物で、水道管、ガス管、電線管等を掘り出した場合はサポートを施して保護する。 （掘りすぎの調整は、捨てコンクリートで行う。） ・掘削は、土質を考えて作業幅を見込み、法勾配を考慮しバックホーにて行う。	【工事写真1】 とこづけ 床付けの完了状況を示す写真。 	【審査のポイント】 基礎を施工するため、所定の深さまで掘削が済んで、規定面のおりに仕上げられているか。 【写真のポイント】 工事場所、日時、工程を示した標識とともにスケールなどの機材も写す。																												
(3)掘削工法。 1)オープンカット (素掘り工法) 2)山留め工法（工事写真3） (掘削時に崩壊するおそれのある掘削壁面を矢板などで押さえること。) 3)水替え工法（図－2） 湧出する水を排出することをして水替えといい、埋め戻しが完了するまで行うこと。	・以下のような条件の際にオープンカットの工法を選択する。 ① 周囲に建物がなく、広さに余裕がある場合。 ② 地質が比較的固い硬質粘土層や赤土層などの良質地盤で、掘削深さが浅い場合。 ③ 湧水がない。 ・パワーショベル等をしない場合の、手掘の掘削高と法面勾配を表－1に示す。 ・以下のような条件の際に、山留め工法を選択する。 ① 敷地が狭い、法面勾配がつけられない場合。 ② 掘削深さが深く、軟弱な地盤の場合。 ③ 建物や道路に接して掘削する場合。 ④ 湧水が多い場合。 ・掘削した底面には、周辺に排水用の溝を掘り、一部に釜場を設けて、その中に水中ポンプを設置する。		表－1 掘削高と法面勾配 <table><tr><th colspan="4">[手掘り(パワーショベル等を使用しないとき)の勾配]</th></tr><tr><th>条</th><th>地山の種類</th><th>掘削面の高さ</th><th>掘削面の勾配</th></tr><tr><td rowspan="4">356</td><td rowspan="2">岩盤又は固い粘土からなる地山</td><td>5m未満</td><td>90度</td></tr><tr><td>5m以上</td><td>75度</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の地山</td><td>2m未満</td><td>90度</td></tr><tr><td>2m以上5m未満</td><td>75度</td></tr><tr><td rowspan="3">357</td><td rowspan="2">砂からなる地山</td><td>5m以上</td><td>60度</td></tr><tr><td>勾配30度又は掘削面の高さ5m未満</td><td></td></tr><tr><td>発破等により崩壊しやすい地山</td><td>勾配45度又は掘削面の高さ2m未満</td><td></td></tr></table> (労働安全衛生規則 第六章 掘削作業等における危険) 	[手掘り(パワーショベル等を使用しないとき)の勾配]				条	地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配	356	岩盤又は固い粘土からなる地山	5m未満	90度	5m以上	75度	その他の地山	2m未満	90度	2m以上5m未満	75度	357	砂からなる地山	5m以上	60度	勾配30度又は掘削面の高さ5m未満		発破等により崩壊しやすい地山	勾配45度又は掘削面の高さ2m未満	
[手掘り(パワーショベル等を使用しないとき)の勾配]																															
条	地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配																												
356	岩盤又は固い粘土からなる地山	5m未満	90度																												
		5m以上	75度																												
	その他の地山	2m未満	90度																												
		2m以上5m未満	75度																												
357	砂からなる地山	5m以上	60度																												
		勾配30度又は掘削面の高さ5m未満																													
	発破等により崩壊しやすい地山	勾配45度又は掘削面の高さ2m未満																													

(1)割栗地業。 割栗石は、大きさ45mm内外の碎石とする。	① 地耐力の弱い場所や地下水位が高く、掘削面から水が出る場合等は、地盤の強度を確保するため、その状況に応じて適切な地業を行うこと。 ② 掘削した底部を突き固めた後に、割栗石を敷きつめた上から砂利を撒いて、さらに突き固める。 ③ 栗石または碎石地業の仕上がり厚みは100mm以上とすること。 〈浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令〉 第1条 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。 八 コンクリートの打ち込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。		【イラスト2】 (提出写真2-1) 基礎碎石敷設転厚圧工事状況を 示す写真。		【審査のポイント】 栗石地業が適正に行われているか。		【写真のポイント】 栗石または碎石地業でランマ等機材で転厚の作業を行っているところを写す。	
	(2)捨てコンクリート 捨てコンクリートの表面は、所定の高さに水平で、かつ平坦に仕上げる。 (捨てコンクリートの設計基準強度は、15N/mm2以上とする。)		イラスト2 基礎碎石敷設転厚圧工事状況 (提出写真2-1) (提出写真が2枚の場合)		工事写真3 基礎碎石敷設転厚圧工事状況 (参考)		【写真のポイント】 栗石地業を行ったことの分かる写真、すなわち栗石のつき固めが終了後、深さの分かるスケールとともに写す。	
(3)捨てコンクリート 捨てコンクリートの表面は、所定の高さに水平で、かつ平坦に仕上げる。 (捨てコンクリートの設計基準強度は、15N/mm2以上とする。)		イラスト3 基礎工事状況 (提出写真2) (捨てコンクリート) (提出写真が1枚の場合)		【審査のポイント】 栗石地業を行った後、捨てコンクリートを所定の厚さで打っているか。		【写真のポイント】 栗石地業を行ったことの分かる写真、すなわち栗石のつき固めが終了後、深さの分かるスケールとともに写す。		

表－2 ユニット型浄化槽の基礎等の厚さ (単位mm)			
処理対象人員		50人以下	51～500人以下
底版 コンクリート	切込み碎石 (切込み砂利)	100以上	150以上
	すてコンクリート	50以上	50以上
底版 コンクリート	コンクリート	150(100)以上	200以上
	配筋	D10-@200 (シングル)	D13-@200 (ダブル)

注1) Dは異形鉄筋、@は鉄筋中心間隔を示す。
注2) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及びSHASE-S010-2000をもとに作成

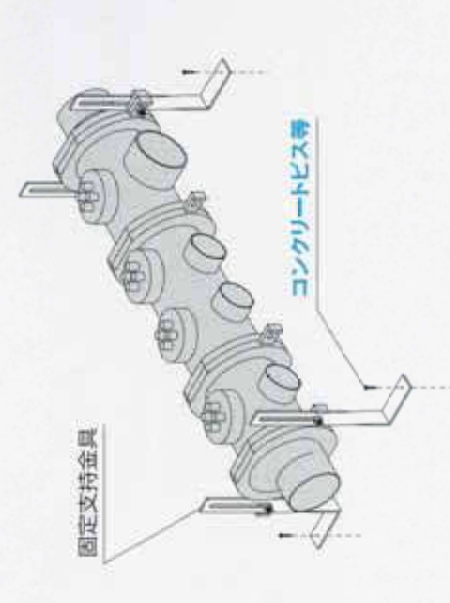
	(3)基礎底板コンクリート。 鉄筋、型枠等打込み材料を移動させないよう注意し、適当な器具で十分締め固め、鉄筋その他の打込み材の周囲や型枠の隅までコンクリートを行き渡らせる。 (コンクリートの設計基準強度は、18N/mm²以上、スランプは18cm以下とする。)	・基礎底板コンクリートの広さは、浄化槽外形寸法以上とすること。 ① 型枠工事を行う。 ② 鉄筋を組み立てる。 ・鉄筋：D10-@200シングル ・厚み：150mm（100）以上 ③ コンクリートを打ち、仕上げる。	 参考工事写真1 基礎工事の状況 (支柱工事配筋状況)	【工事写真4】基礎工事の状況を示す写真（基礎工事の配筋）。  工事写真4 基礎工事の状況 (基礎底板コンクリートの配筋状況) (提出写真が2枚の場合)	【審査のポイント】基礎工事の基礎底板コンクリートに、配筋がされているか。	【写真のポイント】型枠及び配筋の状態が分かるもの、ピッチが分かるスケールと共に写す。  工事写真5 基礎工事の状況 (基礎底板コンクリートの状況)	【写真のポイント】コンクリート養成後、コンクリート厚の分かるスケールとともに写す。
2-4 据付工事	(1)本体据付工事 1)墨出し 2)吊り降ろし 3)流入管底、放流管底のレベル確認 4)水平の確認 水準器をマンホール枠上で、各方向に当て、浄化槽の水平を確認 5)水張り（工事写真7） 6)漏水の確認 槽の内部に異常のないことを確認して、所定の水位まで水張りを行う	・本体据付工事は、本体の検査後に次のように行う。 ① ベースコンクリートの上に、通り芯、浄化槽本体の位置等の墨出しを行う。 ② ベースコンクリートの上の小石や異物を除去する。 ③ 浄化槽の吊り金具にロープを掛けて、石などを落とさないように静かに本体を吊り降ろし、流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平の確認を行う。 (注1) 槽の内外に土砂等が入らないように注意すること。 (注2) 据付前に槽の重量、寸法を確認して、クレーンなどの重機の選定をすること。 (注3) 据付は、周囲の状況を確認してからクレーンなどで行う実施すること。 (注4) クレーン作業・玉掛け作業は、必ず有資格者が行うこと。 ④ 埋め戻しの前に水張りを行うことは、次のような理由から必ず行わなければならない。 ア．水張りにより、槽本体を安定させ、埋め戻しの際に本体が据え付け位置からずれたり、水平が狂うことを防止する。 イ．水張りにより、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に、変形等が生じるおそれを防ぐ。 ウ．水張りにより、水準目安線等から水平を確認する。 エ．水張りにより、本体の漏水試験を行う。 なお、水張りの途中でどうしてもア～エの要件を満たせば次の(2)埋め戻し工事の埋め戻しの作業に入っても差し支えない。	【工事写真6】浄化槽本体及び浄化槽搬入状況を指示写真。  工事写真6 浄化槽本体搬入	【審査のポイント】設置申請通りの人槽・処理方式であるか。	【写真のポイント】現場での浄化槽本体の搬入状況、及び本体に明記されているメーカー・型式・人槽が判読できる写真を写す。  工事写真7 据付工事（水張り）		

2ー5 上部スラブ工事	(1)型枠工事。 (2)鉄筋。 (3)コンクリートの打設。	・上部スラブは原則として、地盤面より3cm以上高くする等雨水の流入防止策を講ずること。 ・上部スラブコンクリート上の雨水が、どちら側に流れるかを、関係者と打ち合わせの上、表面に勾配(図－4)をつける。 ① 埋戻しをした後、十分な締め固めを行う。 ② 型枠を組み立てる。 ③ 浄化槽上部の配筋行う。なお、マンホール開口部には周囲に補強筋を施す。 ・鉄筋：D10-@200 シングル ・コンクリートの厚み：80mm～150mm前後 ④ コンクリートを打ち込む。 ⑤ 打設後、コンクリートがまだ固まらない間に、表面を金ゴテ又は刷毛で仕上げる。 ⑥ 十分な養生期間をおくこと。	【工事写真8】 上部スラブコンクリート配筋状況を示す写真。  工事写真8 上部スラブ配筋状況	【審査のポイント】 上部スラブコンクリートに、配筋がなされているか。  工事写真9 上部スラブコンクリート状況	【写真のポイント】 配筋の状態が分かるもの。ピッチが分かるスケールと共に写す。
2ー6 残土処分後片付け	(1)残土処分。 残土の処分方法は、工事着工前に関係者との打ち合わせで決めること。 (2)後片付け。	・残土の処分方法は、仕様書や関係者との打ち合わせ結果によるが、他の工事との関連を考慮しておく必要がある。 ・特に敷地が狭い場合、掘削しながら残土を持ち出さなければならぬことも多く、掘削土の置場、他の機材の置場等に注意して作業計画を立てる。 ・掘削した土の容積は、土質によって相違するが、掘削前の自然土の容積に比べ通常20%程度増加する。 ① すべての工事が終了した後、浄化槽の本体内外、コンクリートスラブの周辺等を水洗し、後片付け・清掃を行う。 ② 本体、配管及び升の中に土砂、モルタル片、管の切りカス、木や鉄筋の残材等の異物があれば、すべて除去する。	【検査項目6】 浄化槽本体の上部、及びその周辺の状況。 【検査ポイント】 ① 保守点検、清掃が行いにくい場所に設置されていないか。 ② 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 ③ コンクリートスラブが打たれているか。	【審査のポイント】 浄化槽の工事終了後の残土処理や、後片付けが適正に行われているか。  【写真のポイント】 浄化槽の上部及び周囲の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了していること。また、現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい。	【写真のポイント】 浄化槽の上部及び周囲の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了していること。また、現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい。

2－7 試運転・調整 竣工検査	(1)試運転・調整。 (2)竣工検査。	・すべての工事が適切に行われたかどうか、「市町村が現場において確認することが望ましい事項について」チェックリストに基づき確認する。 ・浄化槽の内部設備及びブロワ、ポンプ等機械設備については、試運転を行い、稼働状況の確認及び調整を行う。 ・試運転調整が完了したら、必ず所轄関係官庁の竣工検査を受ける。 ・検査時には、24時間前に槽内に水を満たしておく。	工事施工監督；【検査項目1】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目8】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査項目1】 漏水の有無。 【検査ポイント】 漏水が生じていないか。 【確認の方法及び内容】 槽内を満水状態にした後、24時間後の各室の水位を比べ、各室の水位差に変化が生じていないかを確認する。（空気調和・衛生設備工事標準仕様書SHASE-S010-2000）		
2－8 引き渡し	(1)引渡書類。  (2)使用上の注意。 (3)関係業者への連絡。 (4)使用開始報告書の提出。	管理者（使用者）に、使用上の注意事項や保守点検、法定検査等について説明する。 ・用意する説明資料には、次のようなものがある。 ① 型式適合認定シート。 ② 竣工図面。 ③ 届出書類の写し。 ④ 『使用説明書』。 ⑤ 『保証書』。 ⑥ 登録浄化槽管理票B票 等。 新築の場合等で、資料の手渡しができない場合には、これらが管理者(使用者)に渡るように建築業者、維持管理業者に依頼する。	工事施工監督；【検査項目2】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目9】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査項目2】 浄化槽本体の水平の状況。 【検査ポイント】 水平が保たれているか。 【確認の方法及び内容】 水準器、槽内壁に示されている水準目安線・越流ぜき及び各室（槽）の水位、流入管底・放流管底との水位差等により確認する。 工事施工監督；【検査項目 3】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目10】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査項目3】 接触材等の変形、破損、固定の状況。 【検査ポイント】 嫌気ろ床槽のろ材、及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。また、しっかりと固定されているか。 ① 目視により、接触材及び接触材おさえ等に変形、破損はないか調べる。 ② 逆洗装置を稼動させるなどして、接触材が動いたりすることはないかを確認する。可能ならば、手で固定の状況を確認する。 工事施工監督；【検査項目 4】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目11】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査項目4】 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況。 【検査ポイント】 ① 各装置に、変形や破損はないか。また、しっかりと固定されているか。 ② 空気の出方や水流に、片寄りはないか。 【確認の方法及び内容】 ① 目視により、送気管や汚泥移送管の変形、破損はないかを調べる。 ② 固定については、水面上の配管部分を手でゆすなどして調べる。 ③ ばっ気装置や、逆洗装置にあっては、実際に稼動させてみて気泡が均等に出るかどうか、また水流に片寄りがないかどうかを調べる。 ④ バルブ操作による送気の切替えを行って、十分な送気が行えるかどうかを確認する。また、空気の逃がしバルブがある場合は、バルブの操作によって、送気量の調節が可能かどうかを確認する。 工事施工監督；【検査項目 5】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目12】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査項目5】 消毒設備の変形、破損、固定の状況。 【検査ポイント】 ① 消毒設備に変形や破損はないか。また、しっかりと固定されているか。 ② 薬剤筒は傾いていないか。 【確認の方法及び内容】 ① 消毒設備の変形、破損については、目視や実際に取り外して調べてみる。 ② 薬剤筒が傾いたまま固定されていると、薬剤と水との接触が十分に行えないので、薬剤筒のスリットを通して接触が十分になされているかを、実際に水を流してみても目視で確認する。		

3. 排水設備工事

【工程（標準）】	【工事概要】	【工事のポイント】	【検査項目】 【写真の種類】	【検査のポイント】 【審査のポイント】	【工事確認（提出）写真】
3－1 配管工事	(1)管渠工事の留意事項	【工事の基本的な留意事項】 ア. 流入管渠及び放流管渠 ① 流入管及び放流管の勾配は、「管径（mm）分の1」以上とすること ② 自動車を通る場合は、スラブ打ち等を行うこと ③ やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防護策や耐候性等を配慮すること イ. 流入管渠の配管工事 ① 原則、各器具からの排水管は、個別に屋外に出すこと ② 配管は最短距離とする。ただし、床下配管は排水管の破損の発見及び清掃が困難になるため、できるだけ避け建物の外に配管すること ③ 生活排水はすべて接続すること ④ 雨水や工場廃水等は、接続しないこと ⑤ 屋外（足）洗い場の排水は、接続しないこと ⑥ 既存の配管を利用する場合は、老朽化による破損等がないか確認すること ⑦ 臭突口に流入管渠を接続しないこと ウ. 放流管渠の配管工事 ① 放流先は、放流口と放流水路（側溝）との水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがない位置とすること ② 臭気対策を講じない場合は、浄化槽の放流水を原則として雨水ますに接続しないこと ③ 用水路に放流する場合は、灌漑期の水位の上昇を確認し、逆流しない位置に放流口を設けること ・管渠の布設工事は、勾配を正確に保ち、汚物や排水の停滞がないように行う。 ① 管路の掘削は凹凸の無いように真っ直ぐ根切りし、基礎となる地盤を乱さないこと ② 基礎工（管床部）の床付面は凹凸をなくし、管据え付け面の仕上げは十分な転圧を行い、所定の勾配となるように仕上げること ③ 管渠の布設は遣り方に合わせて、勾配を正確に保って布設すること	【工事施工監督； チェックリスト】 流入管渠及び放流管渠の勾配	【検査ポイント】 汚物や排水の停滞がないか。	【確認の方法及び内容】 管渠の始点より、水を流して升等の管内が目視できるところで確認する。 【参考】① 勾配は、管径の100分の1以上とすること。（下水道法施行令第8条第5号） ② 排水横主管は、凹凸がなく、かつ適切な勾配(表－3)で配管するものとする。
	(2)管渠布設工事	【検査項目2】 放流先の状況	【検査ポイント】 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	【確認の方法及び内容】 ① 放流水路の水位上昇時の痕跡を見る、あるいは、聞き取り調査によって、水位が最大どこまで上昇するかを確認する。 ② 放流水路の水位は、降雨や融雪により上昇する場合、かんがい期に水路の水位を上昇させる場合等があるので、留意する必要がある。	
3－2 升の構造	(1)升の構造	一般的な升の構造 ① 流入側はすべてインバート升とし、雨水等が入らないように密閉できる蓋となっていること ② 升の大きさについて管渠の点検や清掃を容易に行うため、内径又は内径より15cm以上の円形又は角型とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とすること (下水道排水設備指針（1996年版(社)日本下水道協会)	【工事施工監督； チェックリスト】 誤接合等の有無	【検査ポイント】 ① 生活排水が全て接続されているか。 ② 雨水や工事排水等が流入していないか。	【確認の方法及び内容】 ① 台所、便所、洗濯、風呂等の排水口から水を流してみる。 ② 雨水、工事配水管をたどってみる。 ③ 配管図面との確認を行うことが望ましい。
	(2)升の設置位置	升の設置場所は次の通りである。 ① 管路の起点 ② トイレ排水の合流点 ③ 台所排水の合流点 ④ 風呂排水の合流点	【工事施工監督； チェックリスト】 升の位置及び種類	【検査ポイント】 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	【確認の方法及び内容】 ① 起点 各排水が屋外に出た所に升が設置されているか。 ② 屈曲点 45度以下の屈曲点、落差のある所に升

	⑤ 洗面所等その他の生活排水の合流点 ⑥ 管路の升と升、または升と浄化槽流入口までの距離が管径の120倍を超えない範囲の維持管理上適切な場所。 ⑦ 浄化槽の直前及び直後。 ⑧ 管路の屈曲点。 ⑨ 管路の管種、管径及び勾配が大きく変化（垂直）する箇所。 ⑩ 新設管と既設管の接合箇所、水の流れや維持管理に支障をきたす箇所。 ・ 升の設置工事は、升の上端が地面よりわずかに高く、升の周囲は水はけが良いか、についても確認する 【参 考】 トラップ升について、浄化槽から発生する臭気が家屋内に流入することを防止するため、導入管きよにはトラップを設ける必要があるが、以下の事項に留意する。 ア．二重トラップとならないこと。（例えば、風呂場の排水管にトラップがついている場合は、屋外配管の始点に設ける升は、トラップ升としてはならない。） イ．臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止できること。 ウ．汚物等が沈殿しない構造とすること。 エ．容易に清掃ができること。 （給排水設備技術基準（昭和50年建設省告示第1597号））	③ 合流点 2系統以上の排水の合流点に、升が設置されているか。 ④ 間 隔 直線部分においても、管きよの点検や清掃が行える間隔に設置されているか。 【参 考】 ア．排水管の直線部分では、排水管の内径120倍を超えない範囲内に升を設置すること。 （下水道排水指針（1989年版(社)日本下水道協会）） イ．市町村の施行基準等に定められている場合は、それに従うこと。 ⑤ 升の種類 流入側の升は全てインバート升とし、雨水等が入らないように密閉できる蓋となっているか。	
	工事施工監督；【検査項目5】市町村が施工の現場において確認する事項 チェックリスト；【検査項目5】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【検査ポイント】 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。 【検査項目5】 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ。 【確認の方法及び内容】 配管上部の使用状況の聞き取りを行ったうえで、次の点の確認を行う。 ① 管の上部を人の通行等がある場合は、覆土がなされていること。 【参 考】 この場合、20cm以上の覆土をすることが望ましい。 （下水道排水設備指針（1996年版(社)日本下水道協会）） ② 自動車等が通る場合は、スラブ打ちを行っていること。 ③ 雨水等により、土砂が流入し、管が露出するおそれがないこと。 ④ やむを得ず露出配管としている場合は、外部からの衝撃に対する防御策や、耐候性等が配慮されていること。		
3-3 特殊な配管	(1) 床下集合配管システム。 （排水ヘッダー） 各衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した1箇所排水の升や排水管に集中して接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続する方法。	・ 床下集合配管システムでの床下配管の設置については、補助事業を実施する市町村の条例、指導による。 【参 考】 ・ 各器具からの排水を、床下集合配管システムに集めて屋外に排出する場合は、以下の点に注意して施工すること。 ① 各排水器具から床下集合配管システムまでの距離は、可能な限り短くするとともに、曲がりの数も可能な限り少なくすること。 ② 床下集合配管システムの上部には、室内から設置状況が目視できる位置に点検口を設けること。 ③ 床下集合配管システムは、定期的なメンテナンスが容易に行える場所に設置すること。 ・ 工事業者が保守点検業者に、配管（流入管きよ）の点検方法について、連絡をとったかを確認する。	 参考写真 1 床下集合配管システム施工状況 （メーカー施工手順書）
	 図-5 床下集合配管システム （メーカー施工手順書）		

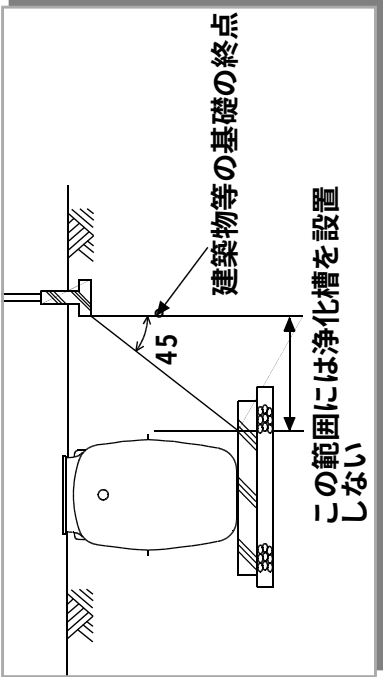
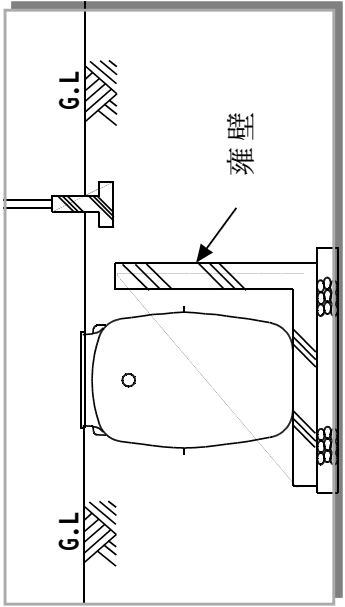
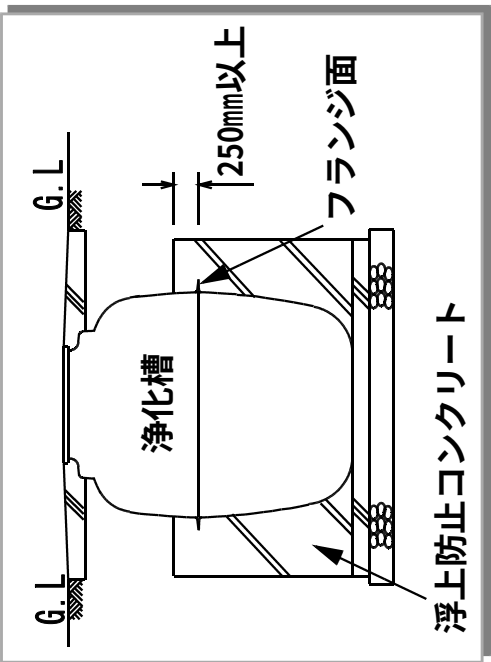
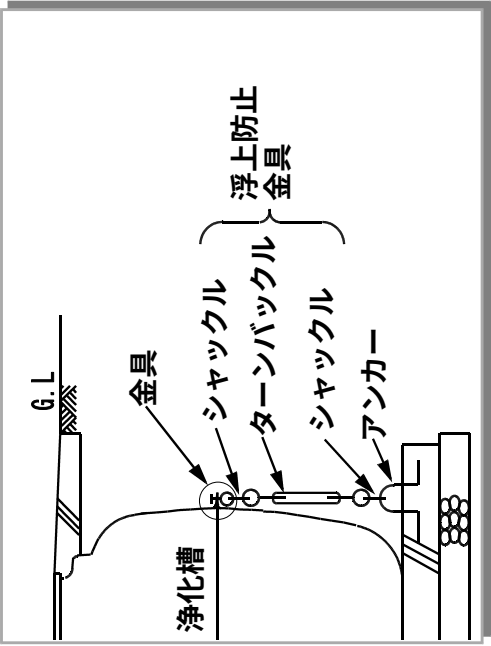
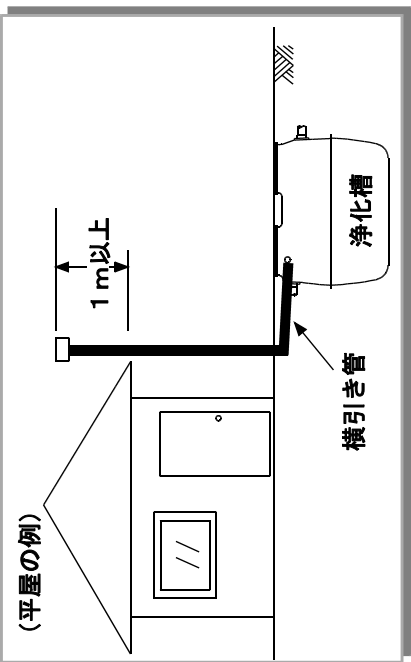
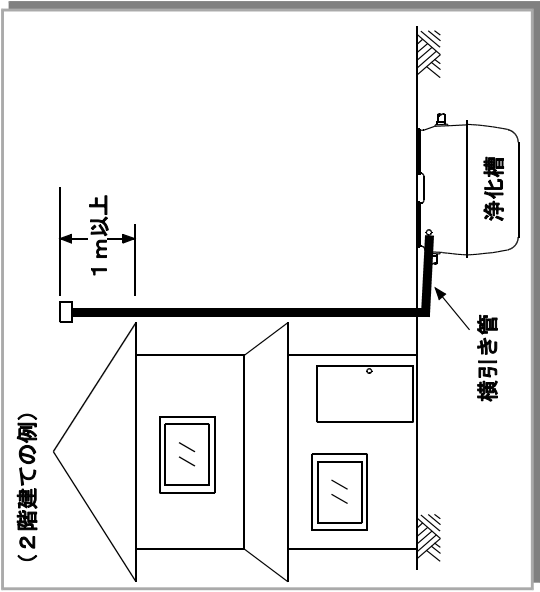
	(2)床下配管。 (3)通気管。	・床下集合配管システム以外での床下配管については、原則避けること。 ・通気管は、トラップの封水を保護、排水管の流れを円滑にする、たまは排水管内の空気を換気するなどを目的に設けられる。 ・通気管はすべて立て管にむかって上り勾配とし、いずれも逆勾配や凹凸部をつくらない。			
3-4 ポンプ槽工事	(1) ポンプ槽の構造。 浄化槽の設置場所や放流先の事情から、ポンプ槽を設置する場合は、設置後の維持管理の容易さ、浄化槽の機能等に支障をきたさないため、原則、原水(流入)ポンプ槽の設置は避け、放流ポンプ槽を設置することが望ましい。	① 原水(流入)ポンプ槽は構造基準に示された構造とし、スクリーン、計量装置を備えた構造とする。 ② 原水(流入)ポンプの1日当たりの送水容量は、1台ごと、日平均汚水量の概ね2.5倍に相当する容量とすること。 ③ 原水(流入)ポンプ槽の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 ④ 放流ポンプ槽のポンプは、2台自動交互運転、非常時2台同時運転、着脱が可能とする。 ⑤ ポンプは2台以上(2台自動交互運転、非常時2台同時運転、着脱が可能) 備え、閉塞を生じがたい構造とすること。 ⑥ ポンプ配管には、必ず逆止弁を設けること。 ⑦ 槽内にコンセントを設ける等の槽内結線はしないこと。 ⑧ アースは必ず接地すること。	【検査項目6】 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼動状況。 【検査ポイント】 ① ポンプ升に変形や破損はないか。また、漏水のおそれはないか。 ② ポンプが2台以上設置されているか。 ③ 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 ④ ポンプの固定が十分行われているか。また、取はずしが可能か。 ⑤ ポンプの位置や配管が、レベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	工事施工監督；【検査項目 6】 市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目13】 市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項 【確認の方法及び内容】 ① 升の変形、破損については、目視等で確認し、また漏水については、升の底板や、壁面の接合部等から漏水のおそれがあるので、本体と同様に、水張りを行った後、24時間後の水位との比較を行う。 ② ポンプは通常1台稼動で、もう1台は予備となるが、予備のポンプを設けておかないと故障時や異常に大量の汚水が流入したときに対応できないため2台以上設置する必要がある。また、2台は、同一能力とし、普段から自動的に交互運転でできることが望ましい。 ③ ポンプの能力や、ポンプ升の容量が、設計図書と同一であることを確認する必要がある。 ④ ポンプは、固定が十分でない、起動時や停止時に設置位置が動いてしまうことがあり、ガイドパイプ等で固定されているかどうかを確認する。 ⑤ 特に原水ポンプでは、固形物等により、目づまりを生じるおそれがあるため、保守点検時にポンプを引き上げて、ごみ等を取り除く必要がある。そのため、取り外しが容易に行えるかどうかを確認する。 ⑥ ポンプ升の平面積が小さい場合には、フロート式スイッチを用いると、フロートが配管等に引っかかってしまい、ポンプの誤作動を生じることがある。そのため、ポンプを作動させてみて、フロート式スイッチが正しく作動できる状況にあるかどうかを調べる。正しく作動できないおそれのある場合は、電極棒式のレベルスイッチとすることがある。	図-6は、放流ポンプのフロートスイッチ設定水位を示す4つの断面図。左から順に、No.1ポンプ単独、No.1とNo.2の2台同時稼動、No.2単独、そして2台同時稼動時の並列運転水位を示している。各図には「始動水位」と「停止水位」の線が描かれ、ポンプの構造とフロートスイッチの位置関係が明確に示されている。 図-6 放流ポンプフロートスイッチ設定水位(メーカー施工要領書)

4. ブロワの設置工事

【工程（標準）】	【工 事 概 要】	【工 事 の ポ イ ン ト】	【検 査 項 目】 【写真の種類】	【市町村の施工現場確認事項】	【工事確認（提出）写真】
4－1 電気工事	(1)電 源。	・浄化槽専用の電源を設けること。 ・電源は100Vで、ブロワに近い建物外壁にカバー付屋外防水コンセントを設ける。 ・電源には、専用または共用の漏電遮断器を設ける。 ・電気工事は専門業者(有資格者)に依頼すること。 ・ブロワの電源ケーブルは電源コンセントまでの途中、建物外壁等に固定しないこと。 ・ブロワと電源が離れている場合は、固定保護、地中埋設工事とする。 ・D種設置工事を行う。（アース不要のブロワ有り）	【検査項目7】 ブロワの設置、稼働状況。	【工事施工監督；【検査項目7】市町村が施工の現場において確認することが望ましい事項 チェックリスト；【検査項目14】市町村の現場確認に代え、浄化槽工事業者から提出する事項	【確認の方法及び内容】 ① ブロワに防振ゴム等が、しっかりとめ込まれているかどうかを確認する。建物の土台と縁切りされた土台に据え付けられていることが望ましい。また、ブロワが動いてしまい、送気管等の変形の原因となるおそれを生ずる。 ② ブロワは、一般に屋外に設置されているため、風雨等にさらされており、万一の漏電に備えて、アースを必ず行う。また、電源は、防水型のスイッチ差し込みコンセントとなっているかを確認する。
	(2)電気工事。 (3)電源ケーブル。 (4)アース工事。 (1)ブロワの設置場所選定。		【検査ポイント】 ① 防振対策がなされているか。 ② 固定が十分行われているか。 ③ アースはなされているか。 ④ 漏電のおそれはないか。	【検査ポイント】	
4－2 設置場所				図－7 電気配線工事例 (メーカー施工要領書)	図－8 ブロワ設置工事例 (メーカー施工要領書)
4－3 据付工事	(1)基 礎。 (2)据 付。	・ブロワ据付基礎 ① ブロワを据え付ける基礎は、コンクリート製とし、ブロワ自体の重量や振動に耐えるもの。 ② ブロワの基礎は、振動が直接建築物（家屋）に伝わらないよう、建築物の基礎から離すこと。 ③ 基礎は、地盤(GL)より10cm以上高くし、ブロワの外寸より大きくする。 ・ブロワの据付工事は、配管方向を確認し、送気管の接続を行う。	【工事写真12】 ブロワの設置状況を示す写真。	【審査のポイント】 ブロワの設置場所等が、適正に設置されているか。	【写真のポイント】 ブロワ、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロワの接続状況が分かるように写す。
4－4 空気配管	(1)空気配管工事。	① 送気管の距離はできるだけ短い場所とする。 ② 配管長さが10m以内、曲がりは5箇所以内とする。 ③ ばっ気用と逆洗用とが分かれている場合は、接続を間違わないこと			工事写真11 ブロワ設置工事

5. 特殊工事

【工程（標準）】	【工 事 概 要】	【工 事 の ポ イ ン ト】	【工 事 例】
5－1 ピット工事	(1)ピット工事の採用。 (2)ピットの構造。	浄化槽本体開口部を立ち立ち上げる場合は、かさ上げの高さは30cm以内とするが、これを超える場合や寒冷地において、槽の水面を凍結深度以下にする必要があった場合、流入管底が深くなり浄化槽本体を深埋めすることとなる。この場合は、土圧対策や配管上の配慮からピットを設ける。 なお、かさ上げ工事は 2－4 据付工事(3)かさ上げ工事を参照のこと。 ① ピット内には十分な作業スペースを確保すること。 ② 土圧等外部の圧力が槽に直接かからない設計とすること。 ③ ピット工事は一切のかさ上げをしないこと。 ④ ピット内部は雨水を排水しやすく適当な勾配をとり、ドレンを放流側の升等に接続すること ⑤ ピットが深い場合は、はしご（タラップ）を取り付けること。 ⑥ 上屋式や地下二重スラブ式等槽を完全に囲む場合は、維持管理が容易に行えること、かつ、換気が十分行えるとともに、必要な照明設備を設けること。 ⑦ ピット上部のチェッカープレートは、1人で容易に開閉できる大きさ及び重量とすること。 ⑧ ピット上部は、チェッカープレート又はフェンス（防護柵）を設け、転落防止策を講ずること。	図－9 ピット工事例（メーカー施工要領書） 図－10 駐車場仕様工事例 （支柱4本工事例 500kg/1輪以下） （メーカー施工要領書） 図－11 積雪荷重対策仕様工事例 （メーカー施工要領書）
5－2 大きな荷重がかかる場合の工事	(1)浄化槽上部の荷重。 （駐車場仕様）	浄化槽上部を駐車場として利用する場合や、浄化槽上部を車両が通る場合は、浄化槽に荷重がかからないよう、周囲に上部荷重を受けるための補強工事が必要となる。 なお、積雪による荷重を受ける場合も同様である。 ① 上部スラブコンクリートには、開口補強筋を必ず入れること。 ② 浄化槽の上部スラブコンクリートと、車庫部の土間コンクリートは同時に打設し、一体化すること。 ③ 浄化槽工事と車庫工事が分かれている場合は、浄化槽の上部スラブコンクリート用の鉄筋を施工して、車庫工事で土間コンクリートを打設すること。 ④ 上部スラブコンクリートの鉄筋と、車庫用土間コンクリートの鉄筋を必ずラップすること。	図－12 駐車場仕様工事例（メーカー施工要領書）

		(2)浄化槽側面の荷重。 ・設置する場所が広くとれる場合は、浄化槽を崖・道路・建築物等の荷重のかかる場所から離して設置すること。 ・設置場所が建築物等の荷重がかかるとなる場合は、擁壁を設けること。	 図－13 基礎から離して設置する例	 図－14 擁壁工事例
5－3 浮上防止工事	(1)浮上防止コンクリート施工方法(根巻きコンクリート)。 (2)浮上防止金具施工方法 基礎底板コンクリートと本体とを金具で接続。	・本体の周囲をコンクリートで固めることによって、槽の浮上を防止する。 ・基礎底板コンクリートと本体を直結し、槽本体の浮上を防止する。 ① 基礎底板コンクリートの鉄筋にフックを設けるまたは金具を鉄筋に接する。 ② フランジ部の吊り金具を逆に取り付ける。 ③ ターンバックル等で連結する。	 図－15 浮上防止根巻きコンクリート施工例	 図－16 浮上防止金具施工例
5－4 その他	(1)臭突配管工事。 (2)給水栓。	① 臭突管の立ち上げ位置は、近所の建物の窓の位置を配慮して決めること。 ② 横引き管はできるだけ短くし、浄化槽に向かって下り勾配すること。 ③ 立ち上げ高さは、建物の軒下より1 m以上高くすること。 ④ 立ち上げ管は、風などで倒れないように固定すること ・浄化槽の近くに給水栓が無い場合は、維持管理用の給水栓をもうけること。	 図－17 臭突配管工事例	 図－17 臭突配管工事例

浄化槽工事のチェックリスト

チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設置(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ブロワの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	

上記のとおり確認したことを証します。

平成 年 月 日

担当浄化槽設備士氏名
(浄化槽設備士免状の交付番号

印
)

資 料

浄化槽の人槽算定基準

○ 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)

－抜粋－

建築用途		処 理 対 象 人 員	
		算 定 式	算 定 単 位
住 宅	$A \leq 130\text{m}^2$ の場合	$n=5$	n : 人員(人) A : 延べ面積(m^2)
	$130\text{m}^2 < A$ の場合	$n=7$	

○ 「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」 における建築用途の類似例一覧表

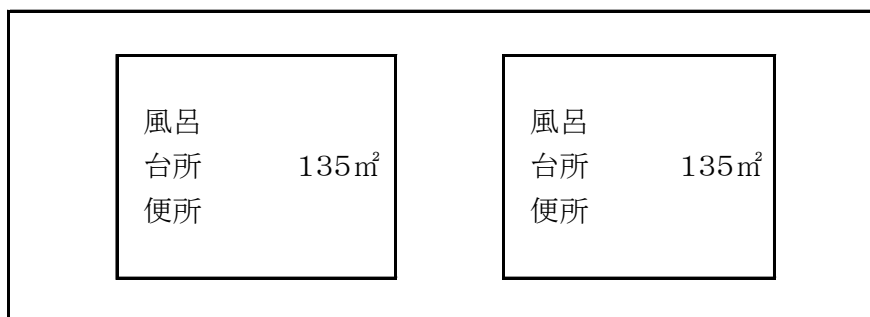
－抜粋－

JIS A 3302-2000	建 築 用 途 の 類 似 例	
建築用途	類似建築用途	左記の建築用途、類似建築用途を 摘要する場合の付記・注意事項
住宅		① 同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは 床面積に参入する。
		② 別棟の建物が便所等のない農業用倉庫 である等、人員の利用が明らかにない場合は、 床面積から除外することができる。
	2世帯住宅	① 浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際 にもほぼ独立した生活が送られていること から、処理対象人員は10人とする。ただし、 実情に応じて減ずることができる。

具体例

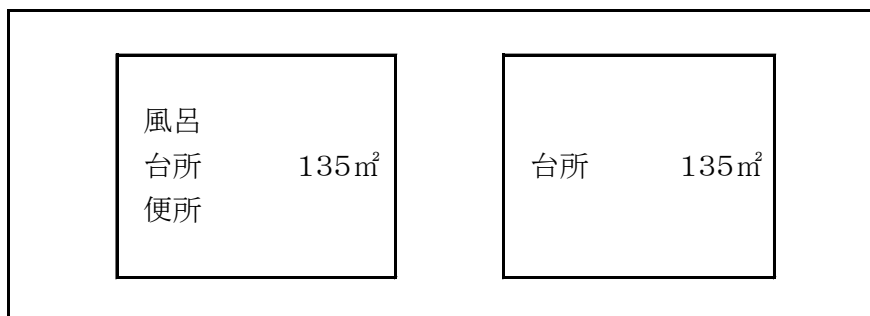
1 同一敷地内（1筆）に、親夫婦と息子夫婦が別々の建物に住んでいる。

（1）風呂・台所・便所がそれぞれの建物にある場合。



7人槽 2基

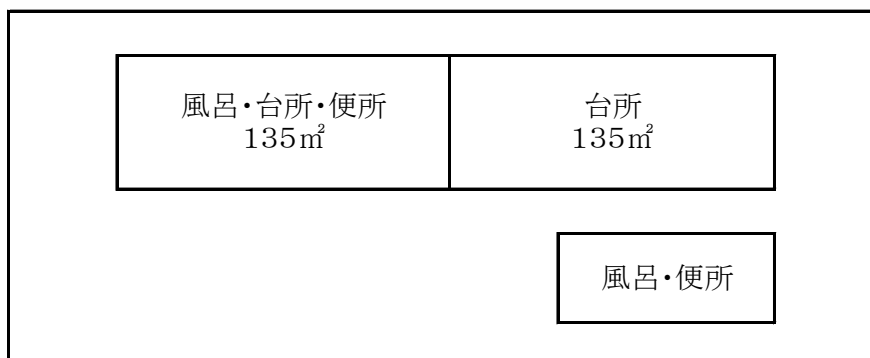
（2）風呂・台所・便所がそれぞれの建物にない場合。



7人槽 1基

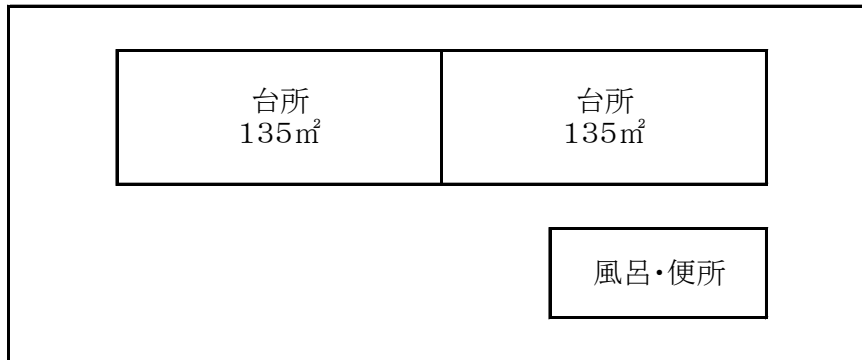
2 同一敷地内（1筆）に、親夫婦と息子夫婦が1つの建物に住んでいる。

（1）風呂・便所が1カ所、台所が2カ所で、離れに風呂・便所がある場合。



10人槽 1基

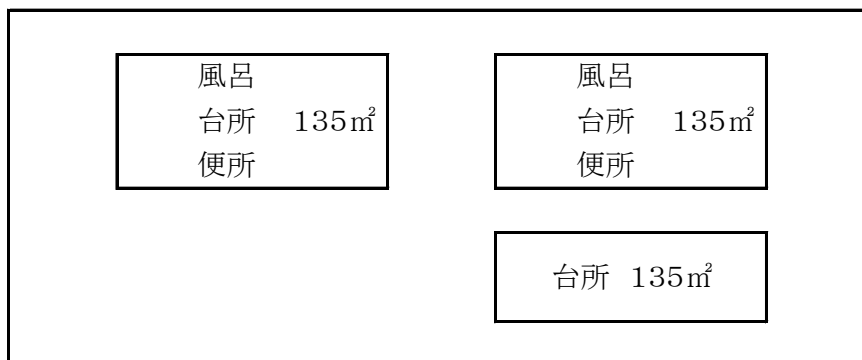
(2) 台所が2カ所で、離れに風呂・便所がある場合。



7人槽 1基

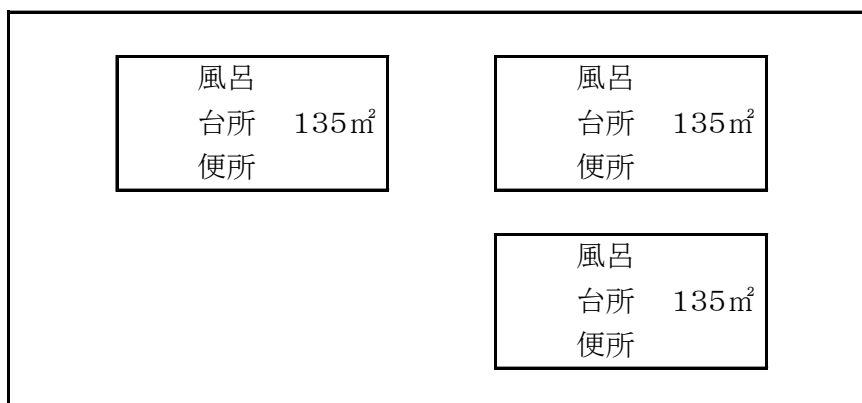
3 同一敷地内（1筆）に、親夫婦、長男夫婦、次男夫婦が別々の建物に住んでいる。

(1) 台所はそれぞれの建物にあるが、風呂・便所が2つの建物しかない場合。



7人槽 2基

(2) 風呂・台所・便所がそれぞれの建物にある場合。



7人槽 3基

浄化槽の製造

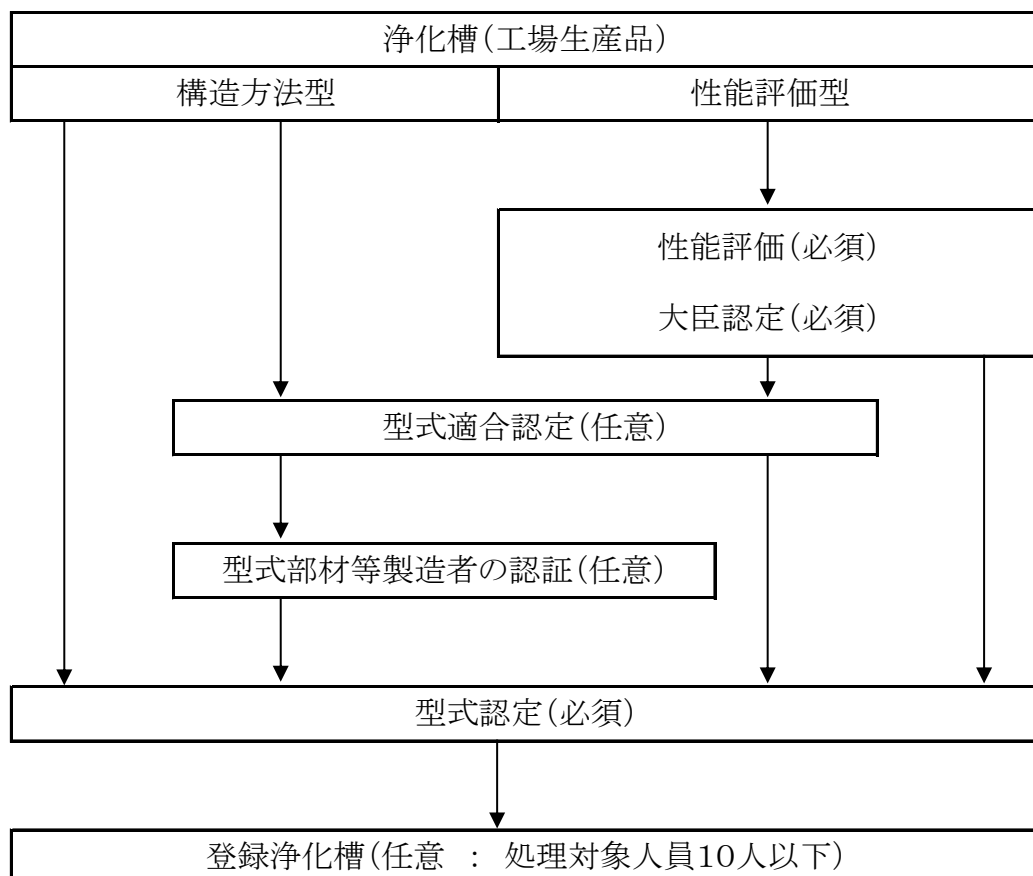
○ 浄化槽の製造に関する諸制度

浄化槽は、建築基準法第31条第2項により国土交通大臣が定めた構造方法(以下「構造方法型」という。)または国土交通大臣の認定(以下「性能評価型」という。)を受けたものに限るとされている。

構造方法型の構造・仕様については、昭和55年建設省告示第1292号に例示されている。性能評価型は、建築基準法第68条の26第1項に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものとして大臣認定(構造方法等の認定)を受けなければならないとされている。

また、浄化槽法第13条第1項においては、工場で生産される浄化槽の型式の認定について定められている。

浄化槽の諸制度については以下のとおりである。



型式認定

○ 型式認定の概要

浄化槽法の第4章に浄化槽の型式に関する規定が定められており、工場で製造された浄化槽は、すべて型式認定の対象となる。

○ 型式認定番号

各地方整備局等において、下記の要領で認定番号が付される。

基本形式 8 — 07 — 1E — ○○○—○

↓ ↓ ↓ ↓

各地方整備局 年 告示 番号
等番号 区分

告示区分 一拔粹一

告示区分	処理方式	認定番号記号
第1の一合併	分離接触ばっ気	1D
第1の二合併	嫌気ろ床接触ばっ気	1E
第1の三合併	脱窒ろ床接触ばっ気	1F
なし	大臣認定書に記載されている処理方式	H

認定番号は、基本型式では番号まで、類似型式には番号に枝番が付される。

全浄協の登録制度

○ はじめに

全浄協の登録制度は、市町村が国庫補助事業として、浄化槽を設置する場合には、環境省の定める国庫補助指針(以下、「指針」という。)に適合する浄化槽を設置する必要があることから、この指針に適合しているかどうかについて、市町村に代わって全浄協において審査し、適合している浄化槽を登録する制度である。登録浄化槽であれば、会員市町村が安心して設置整備できる体制をつくり、会員市町村における浄化槽整備事業等の、円滑な実施を支援しようとするものである。この登録制度では、対象となる浄化槽が、より確実に所期の性能を発揮すると共に、維持管理が容易かつ確実に実施されるために必要な事項についての審査項目、及び審査基準を規定している。以下に、その概要を示す。

(1) 用語の定義

- ① 構造方法型 : 建築基準法第31条第2項の規定に基づき、昭和55年建設省告示1292号尿尿浄化槽の構造を定める件の規定に適合する浄化槽。
- ② 性能評価型 : 建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するもので、国土交通大臣の認定を受けた浄化槽。

(2) 国庫補助指針の概要

平成4年10月30日付けの浄化槽対策室長通知で示された「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」では、国が助成する合併処理浄化槽設置整備事業により設置される浄化槽の具備すべき条件として、次の3条件が示されている。

- ① より確実に所期の性能を発揮すること。
- ② 維持管理が容易かつ確実に実施されること。
- ③ 製造される浄化槽は、品質管理を確実に行之、製品ごとの形状・寸法等に差が生じることのないようにすること。

(3) 登録対象浄化槽

登録の対象とする浄化槽は、処理対象人員50人槽以下の型式認定を受けた浄化槽とする。ただし、適用範囲は、当面、処理対象人員10人槽以下の浄化槽に限る。

浄化槽工事業者

○ 浄化槽の設置工事を行うことができる業者

- ・ 登録業者

浄化槽法第21条により、県知事の登録を受けている業者。

- ・ 届出業者(建設業者に関する特例)

浄化槽法第33条の規定により、建設業法に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているもので、浄化槽工事を営むものがその旨を県知事に届出している業者。

※ 登録及び届出に関する業務は土木部建設管理課で行っています。

○ 浄化槽工事業者の確認

- ・ 高知県ホームページの 土木部 → 各課室別 → 建設管理課 →

建設業 ● 浄化槽工事業等 ▽浄化槽工事業者一覧
▽特例浄化槽工事業者一覧 } で確認できます。

※ 一覧は随時更新をしていません。

○ 浄化槽工事業は建設業法に該当する

- ・ 建設業法の管工事の中の浄化槽工事(第4欄)に該当する。

○ 建設業法 第22条 一括下請負の禁止について

- ・ 民間工事の場合元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて、書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の例外とされている。

工 事 請 負 契 約 書 モ デ ル

第1条 発注者 (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 (以下「乙」という。) は、 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設備工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所

工事の期間 年 月 日～ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上・放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円

支払方法 1 現金 2 その他（ ）

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙はこの契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、この事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由に生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、 が定める 補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事につ

いて改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合は、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅延日数1日につき、請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は該当金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所

氏名

印

乙 請負者 住所

氏名

印

(浄化槽工事業登録番号

又は届出番号

)

浄化槽工事費 見積 ・ 出来高 明細書

平成 年 月 日

設置者氏名

様

工事業者

住所・氏名

又は名称

電話

印

見積額

出来高額 ￥ 円

工事場所

工期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで

見積有効期間 平成 年 月 日 まで

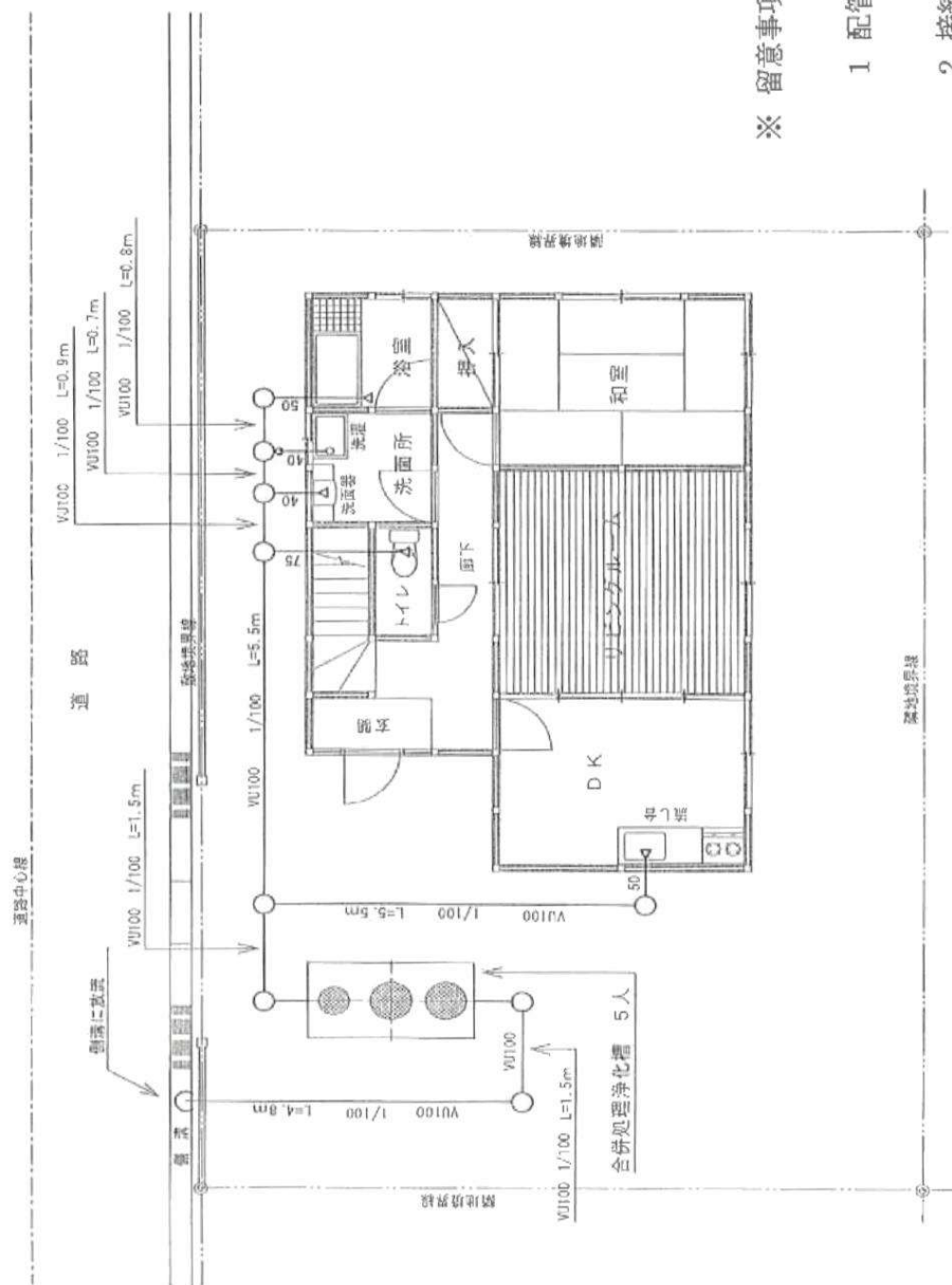
(単位 : 円)

工事の名称・種類		数量	単位	単価	金額	摘要
浄化槽本体 (名称)						
基礎工事	掘削					
	砕石基礎					
	捨てコン又は空練モルタル					
	型枠					
	鉄筋					
	生コンクリート					
	底版コンクリート(既製品)					
	残土処理					
	左官工事					
据付工事	据付					
	埋戻					
配管工事	配管					
	インバート升取付					
	トラップ升取付					
上部スラブ 工事	砕石基礎					
	型枠					
	鉄筋					
	生コンクリート					
	左官工事					
支柱工事						
ポンプ工事						
ブロワ工事(配管含む)						
直接工事費計						
諸経費						
小計						
消費税						
合計						

※ 記載上の注意

1. 見積書又は出来高の該当する方を○で囲んでください。
2. 該当欄がない場合は、空欄に追加記載してください。
3. 本契約に含まれる項目のみ記載してください。

浄化槽の設置配管図 (一般参考図)



凡例	配管記号
○	インバート升
∞	トラップ付きインバート升
—	汚水配管
△	トラップ付き設備機器
○	トラップ無し設備機器
○+—	配管立上り
○+—	配管立下り

※ 留意事項

- 1 配管は管径、勾配、延長を記入すること
- 2 接続箇所(トイレ等)の名称を記入すること

1階平面図 S=1/100

紙 印

浄化槽保守点検・清掃委託契約書（モデル）

契約の内容	保守点検	清 掃	(該当する内容を○で囲む)
型式及び人槽	型式 (人槽)		
設置場所			
設置場所の名称		電話	
保守点検費用	円／回	回／年	円／年
清掃費用	円／回	回／年	円／年
委託料金の合計	円 (消費税) (ただし、改造、修理など特別な事情による作業については本料金には含まれない。)		
委託期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
作業内容	浄化槽法第8条または第9条の技術上の基準による		

浄化槽の維持管理について、委託者（以下「甲」という。）及び維持管理業者（以下「乙」という。）は次のとおり委託業務を契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 乙は、義務を行うにあたっては、甲の指示に従い、浄化槽法（以下「法」という。）その他の関係法令を遵守し、誠実適正に委託された義務を履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務は上記表のとおりとし、作業終了後、乙は甲に保守点検（清掃）記録票を交付する。ただし、突発的異常時は双方協議のうえ、速やかに処理を行う。

(委託契約の期間)

第3条 委託期間は上記表のとおりとする。ただし、契約満了の日の2ヶ月前までに、双方意義のない場合は同一条件にてさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(委託料の支払い)

第4条 委託料の支払いは、1年間の委託業務の内容を甲乙で確認のうえ行う。ただし、それによりがたい場合は、甲乙協議のうえ行う。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第6条 甲はやむを得ない事由により契約の解除が必要となった場合は、あらかじめ乙に通知し、協議のうえこの契約を解除できる。

(疑義の決定)

第7条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 委託者 住所

氏名

乙 受託者 (保守点検業者または清掃業者名)

住所又は
所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電話番号

保守点検登録年月日

清掃許可年月日

記入例(性能評価型) 小型合併処理浄化槽保守点検記録票

施設名称 合併 処理
 建築物用途 戸建て住宅
 浄化槽管理(設置者) 同上
 浄化槽管理(設置者)ふりがな あいべ ましお
 浄化槽管理(設置者)住所 東京都新宿区市谷四丁目
 浄化槽管理(設置者)電話番号 03 - 3267 - 9757

浄化槽のメーカー・型式 東京浄化槽 J E C S-C
 処理方式 嫌気ろ層担体流動生物ろ過循環方式
 保守点検業者 株式会社 浄通システム
 会社住所 東京都千代田区大手町一丁目
 担当者 佐藤 光彦
 会社電話番号 03 - 3635 - 4320

前回の点検日時 2003 年 11 月 6 日 13 時 点検日時 2004 年 3 月 1 日 0 時 前回の清掃日 2003 年 4 月 1 日 処理対象人員 5 人増	8 各単位装置共通 衛生害虫の発生状況 1 一次 二次 臭気の発生状況 0 一次 二次 槽内水のオーバーフロー 0 一次 二次 水位上昇の痕跡 0 一次 二次 短絡水流の形成 0 一次 二次 内部設備の変形・破損 0 一次 二次 隔壁の漏水 0 一次 二次	12-1 沈殿槽 越流せきの水平・固定状況 スカムの蓄積状況 汚泥の蓄積状況 12-2 処理水槽 スカムの蓄積状況 汚泥の蓄積状況 13 消毒槽 スカム・堆積汚泥の蓄積状況 消毒剤の状況(膨潤・閉塞等) 消毒剤の接触・調整状況 消毒剤の消費状況・補充量
1 使用の状況 人員比(BOD負荷) 0 人員比 0.8 日平均汚水量 0 読み値 2143.5 m³ (水道メータ等から: m³/日) 計算結果 0.9 m³/日 流入の状況 一備考	9-1 一次処理装置共通 第1室 スカムの蓄積状況 0 20 cm 汚泥の蓄積状況 0 30 cm 移流口等の状況 0 9-2 一次処理装置共通第2室以降 スカムの蓄積状況 0 5 cm 汚泥の蓄積状況 0 20 cm 移流口の状況 0 調整 10 好気性生物反応槽共通 バッ気攪拌の状況 0 バッ気量 空気配管等(閉塞・破損) 0 微小後生動物の増殖状況 0 備考	14-1 水質 好気性生物反応槽内DO(mg/L) 1.2 mg/L 生物反応槽のNOx-N(+・-・mg/L) 1.0 mg/L 処理水のpH 6.9 槽内水温(℃) 14.9 ℃ 一次処理流出水透明度 13.0 cm 二次処理流出水の外観 0 透明度 29.0 cm 放流水残留塩素濃度(mg/L) 0.2 mg/L
2 躯体・スラブ・マンホール マンホール等の破損状況 0 スラブの変形・破損等 0 躯体の変形・破損 0 荷重の状況 0 躯体の浮上・沈下の状況 0 漏水の状況 0 躯体の水平の狂い 0 マンホールからの雨水・土砂の流入 0	11-1 接触ばっ気槽 接触材・移流部の状況 剥離汚泥の状況 生物膜の状況 逆洗装置の作動状況 11-2 担体流動槽 担体の状況(摩耗等) 0 担体の流動状況 0 担体の充填状況 0 11-3 生物ろ過槽 担体の状況(摩耗等) 0 ろ過装置流入部の水位 0 cm 逆洗装置の設定 0 回/日 逆洗装置の作動状況 0 分/回 担体の充填状況 0	14-2 窒素除去型水質 処理水のNOx-N濃度(mg/L) 処理水のNH4-N濃度(mg/L) 15 流入(中継)ポンプ槽・放流ポンプ槽 自動制御機器の作動状況 NO.1ポンプの作動状況 NO.2ポンプの作動状況 配管及び配線(漏電等)の状況 スカムあるいは汚泥の蓄積状況 清掃の必要性 予定(4月 1.5 m³) 早急に必要() m³
3 管渠 管渠の損傷 0 異常部位 管渠の破損 0 異常部位 管渠からの雨水・地下水・土砂の流入 0 流入管渠の勾配不良 0 放流管渠の勾配不良 0 流入管渠に付着(掃除) 放流管からの逆流 0 異常部位 管渠におけるスライム等の付着状況 1 異常部位	4 プロウ・制御機器 プロウの作動状況 0 制御・安全機器の作動状況 0 5 空気配管(埋設管) 空気配管の閉塞 0 空気配管の破損 0 6 循環装置 循環装置の作動・調整状況 1 1.8 L/分 調整前 調整後 2.2 L/分 7 流量調整装置 流量調整装置の作動・調整状況 1 2.8 L/分 調整前 調整後 2.9 L/分	15 流入(中継)ポンプ槽・放流ポンプ槽 自動制御機器の作動状況 NO.1ポンプの作動状況 NO.2ポンプの作動状況 配管及び配線(漏電等)の状況 スカムあるいは汚泥の蓄積状況 清掃の必要性 予定(4月 1.5 m³) 早急に必要() m³ 清掃業者への連絡事項 四月ごろに嫌気ろ層槽第1室と第2室の清掃が必要です。第1室及び第2室とも全量清掃する必要があります。

消耗品、部品の交換
 消毒剤を0.8kg補充しました。

消耗品及び交換部品の履歴
 前回は、消毒剤を0.8kg補充しました。

所見
 トラップ付外(掃除)
 衛生害虫が一次処理装置に認められましたが駆除しました。
 前回清掃して四月で一年が経過します。四月ごろ清掃する予定です。

- 【異常の有無を記入する項目】

 - 0 正常です。
 - 1 調整しました。
 - 2 部品の交換等の改善を行いました。
 - 3 異音等、次回点検まで様子を見ます。
 - 4 部品の交換、修理等の改善が必要です。
- 【二次処理流出水の外観】

 - 0 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がない
 - 1 濁り(微粒子)がほとんどない・水に臭気がある
 - 2 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がない
 - 3 濁り(微粒子)が少し認められる・水に臭気がある
 - 4 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がない
 - 5 濁り(微粒子)が認められる・水に臭気がある

記入例

小型合併処理浄化槽清掃記録票

清掃業者	株式会社 大手環境整備センター		
担当者	小川 淳太郎		
会社住所	東京都墨田区菊川2丁目		
会社電話番号	03-3232-4345		
施設名称(使用者名等)	令保 好訓	前回の清掃実施日	2003年4月1日
建築物用途	戸建て住宅	清掃予定日	2004年4月1日
浄化槽管理者(設置者)	同上	清掃実施日	2004年4月1日
ふりがな	あいべ よしお	計画汚泥引抜き装置	
住所 (地図のページ数)	東京都新宿区市谷四丁目 4 (b-3)	一次処理装置第1室	一次処理装置第2室以降
電話番号	03-3267-9757	接触ばっ気槽	担体流動槽 生物ろ過槽 沈殿槽 処理水槽 消毒槽 管渠 中継ポンプ槽 流入ポンプ槽 放流ポンプ槽
設置場所	建物南側駐車場	清掃対象単位装置の総容量	1.5 (m³)
		使用車両	バキューム車・汚泥濃縮車・汚泥脱水車)
		清掃汚泥量(搬出汚泥量)	1.6 (m³)
		槽容量に対する 清掃汚泥量	張り水量
浄化槽のメーカー・型式	東京浄化槽 JEC-E S	中継ポンプ槽・流入ポンプ槽	—— % ——
処理方式	嫌気ろ床接触ばっ気方式	一次処理装置第1室	100 % 100 %
処理対象人員(人槽)	5 人槽	一次処理装置第2室以降	100 % 100 %
計画日平均汚水量	1 m³/日	二次処理装置	—— % —— %
設置年月日	2002年4月1日	放流ポンプ槽	—— % ——
使用開始年月日	2002年4月1日	管渠の洗浄(方法)	無・有(水道水・高圧洗浄・その他)
中継ポンプ槽・流入ポンプ槽の有無	有・無	内部設備の変形・破損・漏水	無・変形・破損・漏水
油脂分離槽の有無	有・無	異物等の流入	有・無
放流ポンプ槽の有無	有・無	清掃汚泥の処分先	城南クリーンセンター
特記事項(・内部設備の変形破損の状況、全量引抜いた場合の理由等) 嫌気ろ床第1室ろ材に多量のティッシュペーパーによる目詰まりが認められました。その洗浄のため、洗浄水量が多くなり清掃汚泥量が多くなりました。以後、ティッシュペーパーは流さないようご検討下さい。また、内部設備に以下のような異常が僅かに認められました。保守点検業者にご連絡をお願いします。			
保守点検業者への連絡事項 嫌気ろ床第1室ろ材に僅かな偏りが認められました。応急的にろ材を均等になるように移動させましたので、確認して下さい。			

補助金関係

○ 浄化槽設置整備事業(個人設置型) <昭和62年度から補助事業開始>

浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する事業で、その助成費用の一部を国庫補助する制度

※ 浄化槽は個人の所有なので、浄化槽管理の責任は浄化槽設置者の個人が負う。

○ 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) <平成6年度から補助事業開始>

市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する事業(市町村が面的に整備を図るためのもの)

※ 浄化槽は市町村の所有なので、浄化槽の管理の責任は市町村が負う。

○ 補助対象の範囲

浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費(付属設備含む)

<流入、放流に係る配管及び弁に係る費用は除く>

○ 補助金の交付決定時期

1 浄化槽設置届出書

(環境管理センター経由)

補助申請者 → 福祉保健所 → 申請者又は市町村
<受付印を押した届出書の写し>

2 補助金の交付申請・交付決定

<受付印を押した届出書の写し等の必要書類>

補助申請者 → 市町村 → 補助申請者
<申請> <決定>

※ 交付決定は国の内示通知後、かつ、県の交付決定後に行う。(H24現在の取り扱い)

※ 届出書受付年月日から10日を経過した後でなければ、補助金交付決定をしてはならない。(型式認定浄化槽の場合)
ただし、届出の内容が相当であると認める旨の福祉保健所及び建築主事の通知を受けた後においてはこの限りではない。

○ 高知県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 - 抜粋 -

(補助対象事業)

第3条

補助金の交付の対象となる事業は、浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号)に基づいて、循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付される浄化槽を設置する者に対し、市町村が設置に要する費用を補助する事業(以下「補助事業」という。)とする。この場合において、浄化槽の設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事(浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合及び施工上の制約により単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置されるときに限る。)を含むものとする。

- 2 補助事業の対象となる浄化槽は、一般住宅設置用とする。ただし、次に掲げる者が設置する浄化槽を除く。
 - (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
 - (3) 建売住宅、モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者を確認することができる場合は、この限りでない。
 - (4) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満のものを設置する者

この要綱の改正は、平成22年5月6日から施行する。

○ 各市町村浄化槽設置整備事業費交付要綱

各市町村交付要綱については担当課まで問い合わせてください。

補助金交付申請・実績報告時の提出書類（一般的なもの）

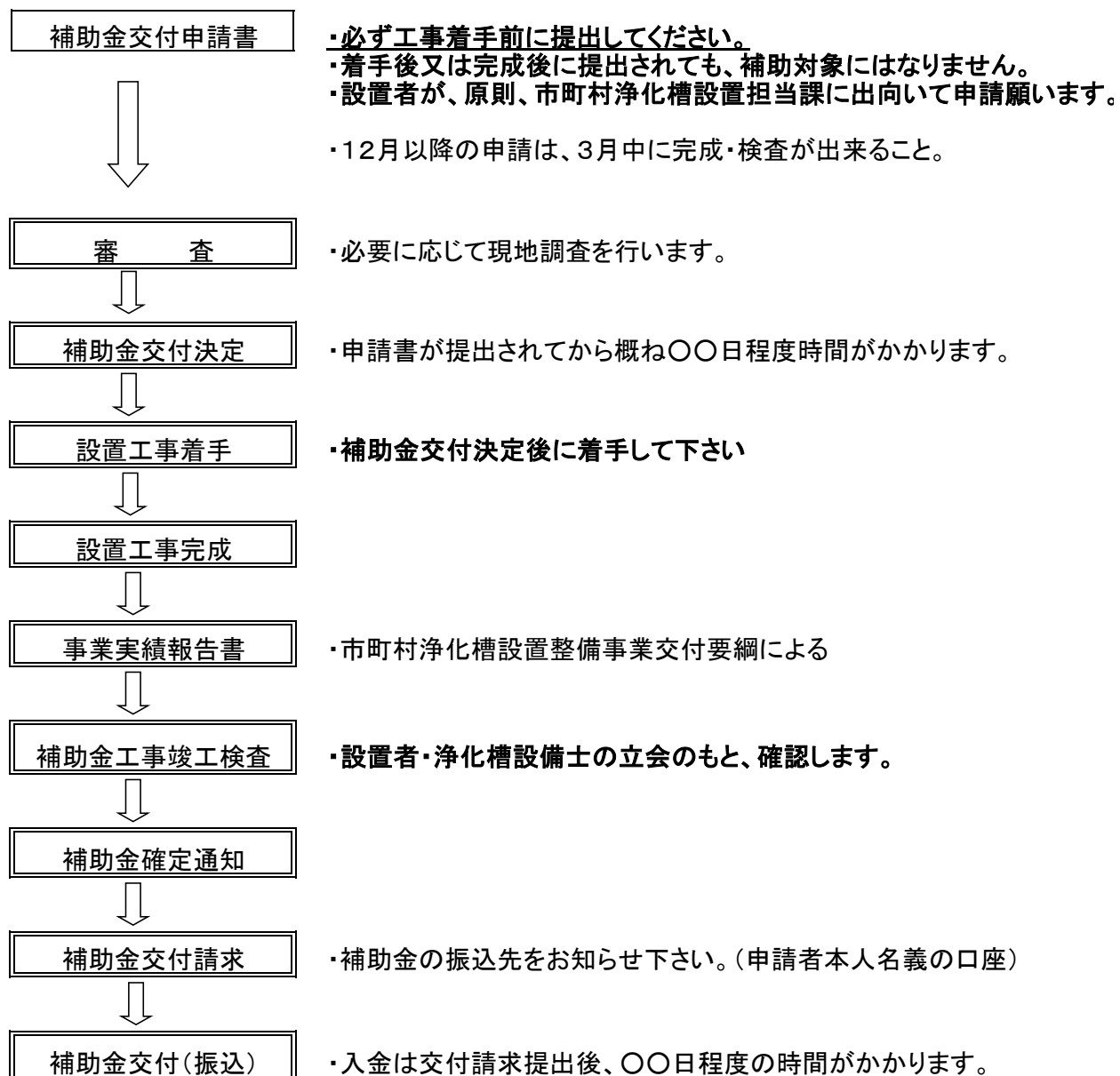
○ 交付申請

- 1 補助金交付申請書
- 2 浄化槽設置に関する概要書(1号様式) 浄化槽設置届(2号様式)
 - ① 建築基準法に基づく設置の場合 (1号様式)
 - ② 浄化槽法に基づく設置の場合 (2号様式)
- 3 全浄協による登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- 4 保証登録証
- 5 浄化槽工事費見積書 (工事範囲)
- 6 設置場所の案内図(住宅地図等の写し)
- 7 浄化槽の設置配管計画図
 - ① 浄化槽本体
 - ② 流入管渠、放流管渠の配管及び升の位置
 - ③ 敷地及び住宅の間取り図
- 8 浄化槽工事業の登録証又は届出書
浄化槽設備士免状の写し又は小規模浄化槽施行技術特別講習会修了書の写し
- 9 浄化槽設置工事請負契約書の写し(印紙)
- 10 土地、住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 11 その他市町村長が必要と認める書類

○ 実績報告

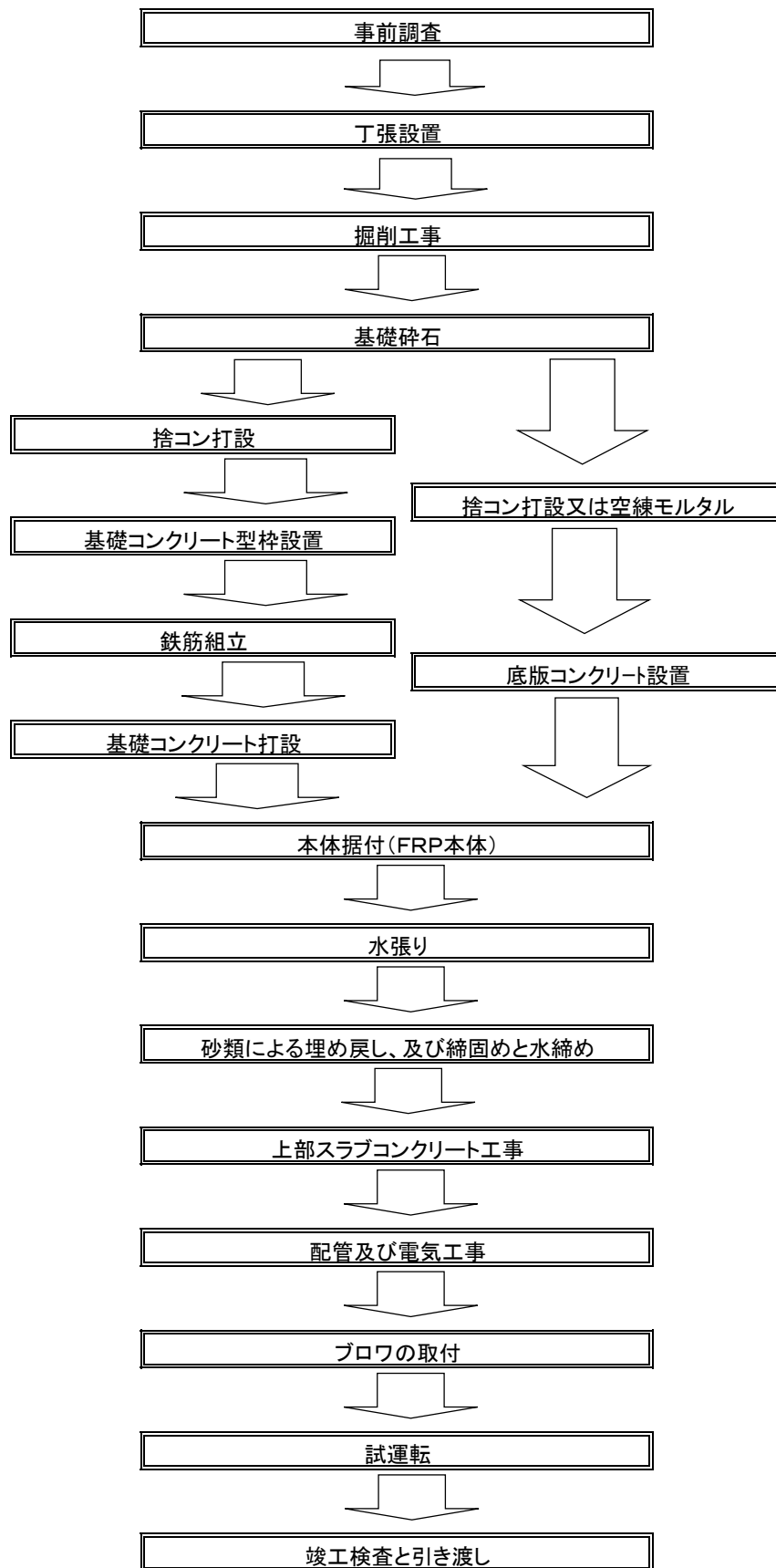
- 1 実績報告書
- 2 浄化槽保守点検・清掃業務委託契約書
※ 浄化槽管理士免状の写し
- 3 浄化槽法定検査申込書
- 4 工事費の出来高明細書、支払金領収書の写し(印紙)
- 5 浄化槽工事のチェックリスト(浄化槽設備士の記名、捺印)
- 6 浄化槽設置配管完了図
 - ① 浄化槽本体
 - ② 流入管渠、放流管渠の配管及び升の位置
 - ③ 敷地及び住宅の間取り図
- 7 浄化槽工事の工程毎の写真(高知県浄化槽施工マニュアル 浄化槽工事の提出写真)
※ 工事名記入

「浄化槽設置整備事業補助金」一般的な事務の流れ



※補助対象区域など詳しいことは、各市町村担当課まで

「浄化槽設置工事」一般的な流れ



Q & A

Q1: 浄化槽の設置に補助金があると聞きましたが、誰でももらえるの。

A1: 個人の住宅に設置する浄化槽の設置費用に対し、補助金があります。

各市町村補助要件がありますので、詳しくは、お住まいの市町村浄化槽担当課にお問い合わせ下さい。

Q2: 補助対象地域とは

A2: 公共下水道の事業認可区域、農業集落排水事業等の事業実施区域以外の区域である。ただし、対象外区域でも対象となる場合があります。

Q3: 補助金額について

A3: 設置される浄化槽の大きさに応じて、限度額があります。また、市町村ごとに補助金額が違いますので市町村に確認願います。

Q4: 申請の受付は、

A4: 市町村の広報等でお知らせします。ただし、予算内に限ります。

Q5: 補助対象施設は

A5: 一般住宅の浄化槽(10人槽まで)である。

ただし、各市町村により、補助要件がありますので確認願います。

例えば、

店舗等との併用住宅においては、住宅部分の床面積が1/2以上のもの。
住宅を借りているもので、賃貸人の承諾が得られているもの

Q6: 工事の補助対象範囲は

A6: 浄化槽本体及び設置費用である。(付属設備含む)

Q7: 補助金申請は、どうしたらいいの

A7: 申請書その他、色々な添付資料がいります。浄化槽設置前に市町村浄化槽担当課及び浄化槽設置業者等にご相談下さい。ただし、設置後、申請は受付できませんので注意願います。

Q8: 現在、家を建ててます。来年度、下水道工事があると聞いています。わずか、1年程ですが、単独浄化槽を設置できませんか。

A8: 現在、単独浄化槽の製造は認められておりませんし、原則、単独浄化槽を設置することはできません。

Q9: 現在、2人で住んでいます。浄化槽の人槽算定について、教えて下さい。

A9: 設置する浄化槽の大きさは、家の延べ床面積によります。

130㎡以下であれば、「5人槽」、130㎡を超えれば、「7人槽」、2世帯住宅でお風呂、台所及び便所がそれぞれ2箇所あれば、「10人槽」

Q10: 浄化槽排水を道路側溝や農業用水路に放流することについて、道路管理者や土地改良区等の同意は必要か

A10: いわゆる「放流同意書」の添付は必要はありません。ただし、道路法、土地改良法、河川法等の法令に基づく水路の管理者から水路の「占用許可等」を得ることはここでいう「放流同意」とは異なります。

Q11: 補助対象浄化槽工事の竣工検査は、どのようなことを実施するのか

A11: 補助対象者・浄化槽設備士等立会のもと、市町村浄化槽担当課の検査職員が、補助対象浄化槽工事が適正な施工がなされているか確認するものです。チェックリスト(本マニュアルp24)を参照してください。

Q12: 浄化槽使用上の注意として、使用者にはどんなことを伝えればよい

A12: 別添え資料(パンフレット 浄化槽を上手に使用するために 高知県)を参照してください。

Q13:この補助金により設置された浄化槽について、住宅所有者の都合で、移転する必要が生じたとき、どのようにしたらよいか。

A13:原因者負担の考え方により、それに要する費用は住民の負担とすることが妥当であると思われます。

Q14:浄化槽を設置したいのですが、工事業者を教えてください。

A14:浄化槽の工事は、高知県知事に登録を受け、又は、届出をしている工事業者でなければ行うことができません。

したがって、浄化槽を設置する場合、高知県知事に登録を受けた専門の浄化槽工事業者又は、高知県知事に届出を行っている工事業者に依頼して下さい。

浄化槽工事業者がわからない場合は、高知県のホームページ「建設管理課」を参照し、「浄化槽及び特例浄化槽工事業者」から選んで下さい。

Q15:浄化槽工事の登録をしたいのですが。

A15:担当課は、土木部建設管理課です。

Q16:(社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)の「保証制度」の保証期間と保証範囲について教えてください。

A16:保証期間は、本体については、使用開始後5年、ブロワ等については、使用開始後1年。

保証範囲は、浄化槽法に従って、適正に設置された保証登録浄化槽が法定検査で機能に異常があると判定された場合に、全浄連の審査委員会で審査を行っても原因者が特定できない場合があります。また、原因者が倒産した場合もあります。このような場合には、全浄連の保証基金により無償で修理を行います。

ただし、次の場合は、保証期間中でも有償となります。

(1)適切な維持管理契約がされていないとき

(2)改造したとき

(3)故意や過失で故障したとき

(4)消耗品(薬剤、ブロワのオイル、ダイヤフラム等)

(5)天災によるとき

(6)その他取扱いが不適切だったとき

Q17:保証制度の期間が過ぎてしまいましたが、我が家の浄化槽は大丈夫でしょうか

A17:一般的に、浄化槽も何年か過ぎれば、経年変化による自然故障が発生することがありますが、保証期間が過ぎている場合であっても、有償による修理は可能です。そのような場合には、設置されている浄化槽の製造メーカーの営業所、販売・施工会社などに相談して下さい。

Q18:浄化槽の上のスペースを駐車場にしたいと考えていますが。

A18:支柱コンクリート等を施工するなど、浄化槽を破損しないよう十分な対策をお願いします。なお、工事業者と相談して下さい。

高知県浄化槽施工マニュアル

2008年4月

監修 高知県浄化槽施工マニュアル作成委員会

発行者 高知県合併処理浄化槽普及促進協議会

印刷所 池田印刷株式会社

高知県浄化槽施工マニュアル作成委員会 （順不同）

高知市

室戸市

南国市

土佐市

宿毛市

土佐町

津野町

四万十町

(社)高知県環境管理センター

(財)高知県環境検査センター

高知県